

一般特恵関税マニュアル

令和 2 年 5 月

東京税関業務部総括原産地調査官
関税局業務課監修

目 次

第1部 特恵関税制度の解説

I. 特恵関税制度の経緯	2
II. 制度の概要	2
III. 特恵受益国等	2
(1) 特恵関税の受益国及び地域	2
(2) 特別特恵受益国	2
IV. 特恵関税の対象品目	3
(1) 農水産品	3
(2) 鉱工業産品	3
(3) 一般特恵対象品目の関係図	3
(4) 特別特恵関税対象品目の関係図	4
V. 特恵関税の適用除外措置	4
(1) 全面適用除外措置（全面卒業）	4
(2) 部分適用除外措置（部分卒業）	4
(3) 国別・品目別特恵適用除外措置	5
(4) 特恵受益国等であり、かつ、我が国と経済連携協定を締結している国の取扱い	5
(5) その他	5
VI. 特恵関税適用停止の方式	6
VII. 原産地認定基準	7
(1) 完全生産品	7
(2) 実質加工品	8
VIII. 自国関与基準	11
IX. 累積原産地制度	12
X. 運送要件	13
XI. その他	14
XII. 参考（資料）	
「特恵関税制度の概要（法体系）」	16
「特恵受益国及び地域一覧表」	17
「国別・品目別特恵適用除外措置の対象品目」	18
「一般特恵に係る原産地の認定方法フローチャート」	19

第2部 特恵関税適用に係る事務手続

I. 特恵原産地証明書の取得	21
(1) 様式	21
(2) 発給の時期	21
(3) 発給機関	21
(4) 記載事項の確認等	22
(5) 特恵原産地証明書の記載内容の修正	22
II. 原産地が明らかであると認めた物品の取扱い	22
III. 少額貨物に係る特恵原産地証明書の取扱い	25
IV. 特恵原産地証明書の提出猶予の取扱い	25
V. 事後確認手続き	25

第3部 特恵関税実務事例編

I. 特恵原産地証明書の様式等	32
II. 原産地認定基準	35
【実質的変更基準】	35
【自国関与】	41
【累積原産地制度】	45
III. 運送要件	46
IV. 仲介貿易	50
V. 特恵原産地証明書の発給日	52
【事後発給】	53
【事前発給】	56
VI. 特恵原産地証明書の提出猶予	57
VII. 特恵原産地証明書の有効期間	58
VIII. 少額貨物	59
IX. 特恵原産地証明書の記載不備	63
X. その他	68

[参 考]

特恵関係様式	72
一般特恵関税制度（GSP）における税関以外の原産地証明書発給機関	87
不備のある一般特恵（GSP）原産地証明書等の取扱い	90

【 本マニュアルについて 】

一般特惠関税マニュアルは、一般特惠に関する実務を行うにあたって、一般特惠の制度及びその事務手続き等についての理解の手助けになることを目的に作成したものです。構成として、第1部で特惠関税の制度について解説し、第2部で特惠関税適用に係る事務手続きについて解説し、第3部の「特惠関税実務事例編」では個別事例について紹介しています。

【 注意事項 】

- ・本マニュアルは、一般特惠の制度やその事務手続き等の理解を手助けするための参考であり、実務に当たっては、関税暫定措置法、施行令、施行規則、基本通達などの関係法令等の関連する各規定を参照するとともに、事前教示制度を活用してください。
- ・本マニュアルの内容は、令和2年4月時点のものです。

【 一般特惠原産地規則に関する問い合わせ先 】

各税関原産地規則担当部門連絡先

函館税関	……	0 1 3 8 - 4 0 - 4 2 5 5
東京税関	……	0 3 - 3 5 9 9 - 6 5 2 7
横浜税関	……	0 4 5 - 2 1 2 - 6 1 7 4
名古屋税関	……	0 5 2 - 6 5 4 - 4 2 0 5
大阪税関	……	0 6 - 6 5 7 6 - 3 1 9 6
神戸税関	……	0 7 8 - 3 3 3 - 3 0 9 7
門司税関	……	0 5 0 - 3 5 3 0 - 8 3 6 9
長崎税関	……	0 9 5 - 8 2 8 - 8 8 0 1
沖縄地区税関	……	0 9 8 - 9 4 3 - 7 8 3 0

税関ホームページ 原産地規則ポータル：<http://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

事前教示制度について

【概要】

輸入関係者が、原則として文書により、輸入を予定している貨物の原産地認定の取り扱い(法令の適用・解釈等)について税関に照会を行い、その回答を文書により受け取ることができる制度です。

【メリット】

一般特惠関税の適用の可否等を事前を知ることができ、原価計算をより確実にを行うための一助となり、販売計画等が立てやすくなります。また、輸入申告時に貨物の原産地が判明しているため、輸入通関をよりスムーズに行うことができます。また、税関が発出した回答書の内容は、発出後3年間、輸入申告時の審査の際に尊重されます(法令等の改正により取扱いが変わった場合等を除く)ので、安定的な取扱いが確保されるなどの利点があります。

※口頭(電話や税関の窓口)での照会・回答の場合には、輸入申告時の審査の際に尊重される取り扱いは行われないのでご注意ください。より正確を期すためには文書による照会をお勧めします。

【利用方法等】

文書による事前教示の照会は、必要事項(原材料、その関税率表番号・原産地等)を記載した「事前教示に関する照会書(原産地照会用)」(税関様式C第1000号-2)1通と参考となる資料(原材料明細表、製造工程表、見本等)を、主要な輸入予定地を管轄する税関に提出してください。照会を受けた税関は、提出された照会書等の情報を基に検討を行い、「事前教示回答書(変更通知書兼用)(原産地回答用)」(税関様式C第1000号-3)をお渡しします。税関では、照会を受理してから30日以内に回答が行われるよう努力しております。

また、回答書に記載された内容について再検討を希望するものとして意見がある場合は、回答書の交付又は送達があった日の翌日から2ヶ月以内に限り申し出ることができます。

なお、照会者及びその利害関係者が、照会貨物について不服申し立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分又は原産地に関する紛争等が生じている場合や、輸入申告中の貨物についての照会である場合等事前教示の趣旨に反する場合には、事前教示の照会・回答を行うことができません。

文書による事前教示の照会・回答内容は税関における取扱いの透明性及び輸入者等一般の予測可能性を高めるため、原則として税関ホームページで公開されます(照会者名等は公開されません)。

※平成25年4月より、インターネットによる照会のうち、見本及び追加資料の提出等が不要であること等一定の条件を満たすものについては、文書による照会と同様、輸入申告の際に尊重される回答書を受け取ることができるようになりました。詳細については税関ホームページをご参照ください。

【税関ホームページ】

* 事前教示制度(原産地関係)について <http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm>

第 1 部

特 恵 関 税 制 度 の 解 説

I. 特恵関税制度の経緯

一般特恵関税制度（GSP¹）は、最恵国待遇の例外として、先進国が、恩典的・片務的に、開発途上国の産品に対して一般の税率よりも低い特恵税率を適用する制度であり、開発途上国の輸出所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るために1968年（昭和43年）に国連貿易開発会議（UNCTAD²）で合意され、我が国においては、昭和46年（1971年）に創設された。

II. 制度の概要

我が国の特恵関税制度においては、特恵関税の適用を受けることができる国及び地域（以下「特恵受益国等」という。）、特恵関税対象物品、特恵関税を適用する場合の関税率等が、関税暫定措置法（以下「暫定法」という。）、関税暫定措置法施行令（以下「暫定令」という。）、関税暫定措置法施行規則（以下「暫定規則」という。）等により規定されている。

（第1部XII.の資料「特恵関税制度の概要（法体系）」参照。）

III. 特恵受益国等

（1）特恵関税の受益国及び地域（暫定法第8条の2第1項）

上記制度の対象国及び地域については、暫定法第8条の2第1項で「特恵受益国等」と定義されており、これは、

- ① 経済が開発途上にある国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）であって
- ② 関税について特別の便益を受けることを希望するもののうち
- ③ 当該便益を与えることが適当であるもの

を要件として、暫定令第25条第1項及び次の告示で指定された国及び地域をいう。

「特恵受益国等、特恵関税の便益を与えない物品等及び特別特恵受益国を告示する件」

（令和2.3.31 財務省告示第74号）

（第1部XII.の資料・「特恵受益国及び地域一覧表」参照。）

（2）特別特恵受益国（暫定法第8条の2第3項）

上記の特恵受益国等のうち、後発開発途上国（LDC³）に対しては、それ以外の特恵受益国よりもさらなる優遇（暫定法別表第5に掲げる物品以外のものについて、無税・無枠⁴）を措置している。

その対象国及び地域については、暫定法第8条の2第3項により、

- ① 特恵受益国等のうち
- ② 国際連合総会の決議により、LDCとされている国で
- ③ 特恵関税について特別の便益を与えることが適当であるもの

を要件として、暫定令第25条第5項及び次の告示で指定されている。

「特恵受益国等、特恵関税の便益を与えない物品等及び特別特恵受益国を告示する件」

（令和2.3.31 財務省告示第74号）

（第1部XII.の資料・「特恵受益国及び地域一覧表」中で下線を付した国）

¹ GSP=Generalized System of Preferences の略。なお以降、本マニュアルで「特恵関税制度」と記載のある場合は、「一般特恵関税制度」をさす。

² UNCTAD=United Nations Conference on Trade and Development の略。

³ LDC=Least Developed Countries の略。

⁴ LDC無税・無枠措置：LDCからの産品に対して数量枠を設けずに関税無税を適用する措置。

IV. 特恵関税の対象品目

(1) 農水産品（第1類から第24類まで）（暫定法第8条の2第1項第1号）

農水産品については、特定の品目を選定（暫定法別表第2）し、その品目に対して特恵関税が供与されている（ポジティブ・リスト方式）（特別特恵受益国の産品については「特別特恵関税例外品目（暫定法別表第5）」に定められた品目以外の品目について無税とされている。）。

適用される特恵税率は、品目ごとに本邦の農水産業に及ぼす影響等を考慮して個別に設定（暫定法別表第2の税率）されている。なお、特恵関税を適用した輸入によって本邦の産業に損害を与え、又は与えるおそれがあり、これを保護するため緊急に必要があると認められるときは、特恵関税の停止を定めたエスケープ・クローズを発動し、特恵関税の適用を停止することができることとされている。（詳細はVI. 特恵関税適用停止の方式を参照のこと。）

(2) 鉱工業産品（第25類から第76類、第78類から第97類まで）（暫定法第8条の2第1項第2号、第3号）

鉱工業産品については、暫定法別表第4及び第5に掲げる品目を除き、原則としてすべての品目に特恵関税が供与されている（ネガティブ・リスト方式）（特別特恵受益国の産品については「特別特恵関税例外品目（暫定法別表第5）」に定められた品目以外の品目について無税とされている。）。

特恵関税例外品目は、国内産業保護等の観点から定められており、主な品目としては石油製品、合板等がある。

適用される特恵税率は、原則として無税とされている。しかし、国内産業の実情等からみて、特定品目（暫定法別表第3）については、実行税率に同表に定める係数（0.2, 0.4, 0.6, 0.8）を乗じた税率となっているとともに、特恵関税を適用した輸入によって本邦の産業に損害を与え、又は与えるおそれがあり、これを保護するため緊急に必要があると認められるときは、特恵関税の停止を定めたエスケープ・クローズを発動し、特恵関税の適用を停止することができることとされている。（詳細はVI. 特恵関税適用停止の方式を参照のこと。）

(3) 一般特恵対象品目の関係図

農水産品 HS1~24 (約 2,300 品目、うち有税約 1,900 品目)	鉱工業品 HS25~97 (約 7,000 品目、うち有税約 4,200 品目)
原則：対象外 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 80%; margin: 20px auto; padding: 10px; text-align: center;"> 別表第2：一般特恵の対象品目（約 400 品目） </div>	原則：無税・無枠 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 80%; margin: 20px auto; padding: 10px; text-align: center;"> 別表第3：同表に基づく税率（約 1,100 品目） </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40%; padding: 10px; text-align: center;"> 別表第5：特別特恵関税例外品目（約 50 品目） </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40%; padding: 10px; text-align: center;"> 別表第4：特恵関税例外品目（約 1,000 品目） </div> </div>

※色の付いている箇所が一般特恵(GSP)の対象（品目数：9桁（細分）ベース）

(4) 特別特恵関税対象品目の関係図

農水産品 HS1～24 (約 2,300 品目、うち有税約 1,900 品目)	鉱工業品 HS25～97 (約 7,000 品目、うち有税約 4,200 品目)
原則：無税・無枠	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 150px; height: 150px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>別表第 5：特別特恵関税例外品目 (約 160 品目)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 150px; height: 150px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>別表第 5：特別特恵関税例外品目 (約 50 品目)</p> </div>

※色の付いている箇所が特別（LDC）特恵税率の対象（品目数：9桁（細分）ベース）

V. 特恵関税の適用除外措置（暫定法第8条の2第2項）

特恵関税制度の趣旨に照らし、最近の特恵受益国等における経済発展の程度、後発開発途上国を含むより発展段階の低い国・地域に対するより一層の配慮、他の特恵供与国の動向等を勘案し、先進国並みに経済が発展した特恵受益国等については、特恵関税の適用対象から除外することとされている。

(1) 全面適用除外措置（全面卒業）（暫定令第25条第3項）

次のいずれかの基準を満たす国・地域については、特恵適用の対象から除外する。

- ① 当該年度の前年までの3箇年の国際復興開発銀行が公表する統計（以下「世銀統計」という。）において同期間中連続して「高所得国」に該当すること
- ② 当該年度の前年までの3箇年の世銀統計において同期間中連続して「高中所得国」以上に該当すること、かつ、当該年度の前々年までの3箇年にWTOが公表する統計（以下「WTO統計」という。）において同期間中連続して世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上であること

(2) 部分適用除外措置（部分卒業）（暫定令第25条第4項の表の1の項）

特恵受益国等のうち、次の①イ又はロの基準を満たす国・地域及び②の基準に合致する品目に限定し、特恵関税の適用除外が実施される。

- ① イ 後発開発途上国及び上記V.(1)に規定する全面適用除外措置の対象となる国・地域を除き、当該年度の前年に世銀統計において、「高所得国」に該当する国・地域
- ロ 当該年度の前年の世銀統計において「高中所得国」に該当し、かつ、当該年度の前々年のWTO統計において世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上である国・地域
- ② 当該年度の前々年の輸入額が10億円超、かつ、同一物品の総輸入額に占める割合が25%超であること

(3) 国別・品目別特惠適用除外措置（暫定令第25条第4項の表の2の項）

一の特恵受益国・地域（後発開発途上国を除く。）を原産地とする物品（以下「特定原産品」という。）であって、当該年度の初日を含む年の前々年（以下「当該年度の前々年」という。）までの3暦年の総輸入額が45億円を超え、かつ、当該輸入額が特定原産品と同一の物品の総輸入額の50%を超えるものは、特惠関税の適用対象から3年間除外する。ただし、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、除外しない。

- イ 当該3暦年の平均で、当該特定原産品の特惠適用輸入額が当該国・地域からの総特惠適用輸入額の25%を超える場合
- ロ 当該特定原産品の協定税率が無税とされている場合

（注1）上記基準の判定については、当該年度の前々年の輸入統計品目表の細分について、当該年度の前々年までの3暦年の統計による。

（注2）国別・品目別特惠適用除外措置の実施状況については、第1部ⅩⅦの資料「国別・品目別特惠適用除外措置の対象品目」を参照。

(4) 特惠受益国等であり、かつ、我が国と経済連携協定を締結している国の取扱い

（暫定令第25条第4項の表の3の項）

経済連携協定（以下、「EPA」という。）等の国際約束により関税の譲許が定められている物品については、暫定令第25条第4項の表の3の項により、当該国際約束に基づく税率が、暫定法第8条の2第1項の規定による税率を超える場合を除き、特惠関税の便益を与えない（特別特惠の場合を除く。）。

○EPA税率 > 一般特惠税率 … 一般特惠税率適用可能

* 申告者が希望すればEPA税率は適用可能。

○EPA税率 ≤ 一般特惠税率 … 一般特惠税率適用除外（EPA税率のみ）

* 申告者が希望したとしても一般特惠税率の適用はない。

特別特惠受益国であるカンボジア、ミャンマー、ラオスの製品については、アセアン包括税率と特別特惠税率（税関ホームページ上の「実行関税率表」の「特別特惠 LDC」の行の税率）は併存しており、申告者が希望し、条件を満たせば、どちらの税率も適用可能である。

(5) その他（暫定令第25条第4項の表の4の項）

特惠受益国等を原産地とする物品の有する国際競争力の程度その他の事情を勘案して特惠関税の便益を与えることが適当でないものとして財務大臣が認めるもの（暫定令第25条第4項の表の1の項から3の項までの中欄に掲げる物品を除く。）

VI. 特恵関税適用停止の方式

特恵関税制度においては、ある品目の輸入が特恵関税の適用により増加し、国内産業に損害を与える等の事態が生じた場合で、当該産業を保護するため緊急に必要なと認められる場合には、暫定法第8条の3の規定に基づき、物品及び期間並びに必要なときは国又は地域を指定して特恵関税の適用を停止することができるエスケープ・クローズ方式（緊急特恵停止措置）がとられている。

平成19年度関税改正において、「緊急特恵停止措置（エスケープ・クローズ）の運用基準」（平成19.3.31財務省・農水省・経産省告示第1号）により具体的な運用基準が明示された。

◎ 特別特恵関税と特別緊急関税等との関係

暫定法第7条の3及び第7条の4（特別緊急関税）又は同法第7条の5及び第7条の6（牛肉、豚肉の関税の緊急措置）の規定に基づく措置が発動された場合、特別特恵関税の適用はなく、当該措置に基づく税率が適用される（特別緊急関税については、関税割当又は国家貿易により輸入される場合を除く。）。

Ⅶ. 原産地認定基準（暫定令第26条第1項）

特惠関税は、特惠受益国等を原産地とする物品に限って適用される。このため、特惠関税の適用を受けようとする物品が特惠受益国等の原産品であるかどうかを認定するための原産地認定基準が定められている。

原産地認定基準には、（１）完全生産品と（２）実質的加工品の２つがある。

（１）完全生産品（原産地証明書第8欄（原産地基準）に“P”と記入されている。）（暫定規則第8条）

ある輸入貨物が一つの特恵受益国等において完全に生産された物品であった場合には、その特惠受益国等の原産品と認められる。

具体的には暫定規則第8条各号のいずれかに該当すればよい。

（完全に生産された物品の指定）

暫定規則第8条

1. 一の国又は地域（法第8条の2第1項又は第3項に規定する国又は地域をいう。以下同じ。）において採掘された鉱物性生産品
2. 一の国又は地域において収穫された植物性生産品
3. 一の国又は地域において生まれ、かつ、成育した動物（生きているものに限る。）
4. 一の国又は地域において動物（生きているものに限る。）から得られた物品
5. 一の国又は地域において狩猟又は漁ろうにより得られた物品
6. 一の国又は地域の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物
7. 一の国又は地域の船舶において前号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品
8. 一の国又は地域において収集された使用済みの物品で原料又は材料の回収用のみに適するもの
9. 一の国又は地域において行われた製造の際に生じたくず
10. 一の国又は地域において前各号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品

（原産地認定の基準）

関税暫定措置法基本通達8の2-3（以下「暫定法基本通達」という。）

- (1) これらの規定の適用に当たっては、物品の加工又は製造等に使用される動力、燃料、設備、装置、機械及び工具の原産地は、考慮に入れないものとする。
- (2) 規則第8条第6号及び第7号に規定する「一の国又は地域の船舶」とは、次の要件のすべてに該当する船舶をいうものとする。
 - イ 特惠受益国に登録されていること。
 - ロ 特惠受益国の国旗を掲げて航行していること。
 - ハ 特惠受益国、その国民又は当該特惠受益国に本店又は主たる事務所を有する法人が50%以上の持分を有すること。ただし、法人の場合にあっては、当該法人の代表者、役員会の長及びその構成員の過半数が当該特惠受益国の国民であり、かつ、合名会社、合資会社又は有限会社にあっては、その資本の額又は出資の総額の2分の1以上が当該特惠受益国又は当該特惠受益国の公法人若しくは国民により所有されていること。
 - ニ 船長及び高級船員が、すべて当該特惠受益国の国民で構成されていること。
 - ホ 船員の75%以上が当該特惠受益国の国民で構成されていること。

(2) 実質加工品（原産地証明書第8欄（原産地基準）に“W”とHS4桁が記入されている。）（暫定規則第9条）

ある輸入貨物が、当該特惠受益国等の完全生産品でなくとも、他の国の物品をその原料又は材料の全部又は一部とし、これに実質的な変更を加える加工・製造を行って生産された物品であった場合には、完全生産品と同様に当該特惠受益国等の原産品と認められる。

「実質的な変更を加える加工・製造」とは、特惠税率の適用を受けようとする物品が該当するHS4桁と当該物品の生産に使用された非原産材料の該当するHS4桁が異なる（項の変更）加工・製造である。なお、暫定規則別表（第9条関係）に掲げられた物品については、同表下欄に規定する原産品としての資格を与えるための条件を満たしていれば、項の変更あるなしにかかわらず、暫定令第26条第1項第2号に規定する加工・製造となる。

ただし、以下に該当する場合は、項の変更があっても、あるいは暫定規則別表（第9条関係）の基準に該当しても、暫定令第26条第1項第2号に規定する実質的な変更を加える加工・製造とは認めない（暫定規則第9条第1項ただし書）。

- (1) 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- (2) 単なる切断、選別
- (3) 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- (4) 改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- (5) 非原産品の単なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること
- (6) (1)～(5)から成る操作

参考：実質的な変更を加える加工又は製造の例（暫定規則第9条及び同別表）

(1) 項の変更があるだけでは、実質的変更があったと認められない場合

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えるための条件
第7類	食用の野菜、根及び塊茎	第7類に該当する物品以外の物品からの製造

この例の場合、例えば、第07.04項のキャベツ（生鮮のもの）を他の国又は地域から輸入して、キャベツを第07.12項の乾燥野菜に加工しても暫定規則別表（第9条関係）の下欄の条件を満たしていないので実質的変更をもたらしたもとは認められず、当該特惠受益国等の原産品であるキャベツから製造されなければならない。

(2) 項の変更の有無にかかわらず、暫定規則別表（第9条関係）の要件を満たすことにより実質的変更があったと認められる場合

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えるための条件
96.03	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラスクイージーを除く。）のうち ほうき及びブラシ（第9603.10号に該当するものを除く。）並びにペイントローラー、スクイージー及びモップ 動力駆動式でない手動床掃除機	第96.03項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が50%以下となる製造に限る。） 第96.03項に該当する動力駆動式でない手動床掃除機以外の物品からの製造

この例の場合、当該特惠受益国等において、他の国又は地域から輸入したブラシ（第96.03項）を用いて、同じ関税定率法別表の項に属する動力駆動式でない手動床掃除機（第96.03項）を製造した場合にも項の変更はないが、実質的変更があったものとして認めるといふものである。

(3) 使用した非原産品の価格が生産された物品の価格に占める割合により実質的変更があったと認められる場合

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えるための条件
第90類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品（第90.01項又は第90.30項に該当する物品を除く。）	使用した非原産品のうち、生産された物品と異なる関税定率法別表の項に属するものの価格の生産された物品の価格のうちに占める割合が40%以下となり、かつ、生産された物品と同じ関税定率法別表の項に属するものの価格の生産された物品の価格のうちに占める割合が5%以下となる製造

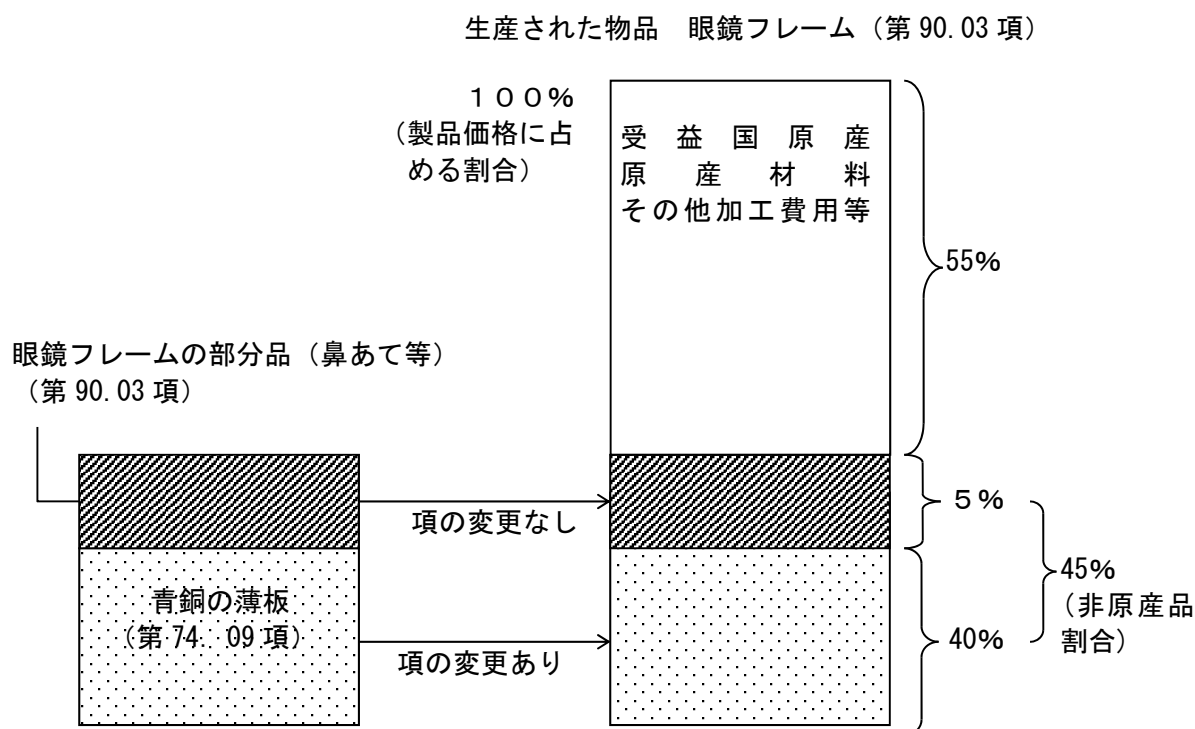
非原産品である眼鏡フレームの部分品（鼻あて等）と青銅の薄板を使用して、眼鏡フレームを製造した。この場合の原産地の認定は、図（次頁）のようになる。

完成された眼鏡フレームの税番は第90.03項であるが、それを製造するに当たって当該税番と同じ眼鏡フレームの部分品（斜線部分）と異なる税番（第74.09項）であ

る青銅の薄板（点線部）とを他の国から輸入して使用する。

この場合、眼鏡フレームの部分品が製品価格に対し5%（以下）であり、かつ、青銅の薄板が製品価格に対し40%（以下）である場合には、原産品としての資格が与えられる。

図：眼鏡フレームの原産地の認定



（注）暫定規則別表（第9条関係）備考一

（三）「非原産品の価格」とは、非原産品の特惠受益国に輸入された際の課税価格（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定に基づいて計算される価格（当該非原産品が当該特惠受益国の輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用を含む。）又はこれに準ずる価格）をいい、当該課税価格を確認することができない物品については、特惠受益国において対価として支払われたことを確認することができる最初の支払いに係る価格をいう。

（四）「生産された物品の価格」とは、特惠受益国から輸出される物品の当該国の輸出港における本船甲板渡し価格（輸出の際に軽減、免除又は払戻しを受けるべき国内消費税の額を除く。）又はこれに準ずる価格をいう。

（五）「非原産品割合」とは、原料又は材料として使用された非原産品の価格が生産された物品の価格のうちに占める割合をいう。

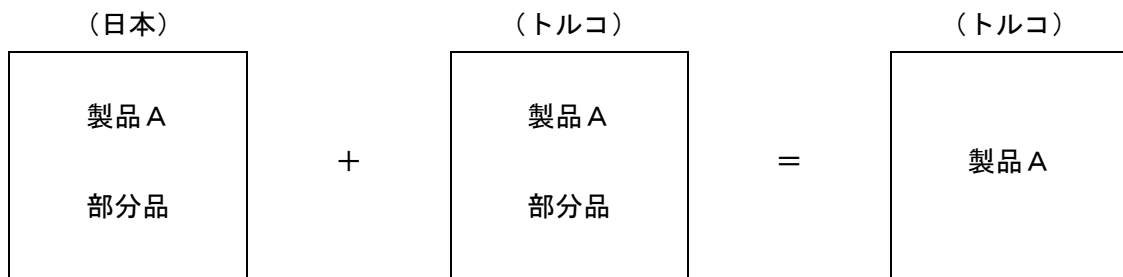
Ⅷ. 自国関与基準（暫定令第26条第2項）

一の特恵受益国等において、我が国から輸出された物品を原材料の全部又は一部として生産された物品のうち、我が国から輸出された物品をその特恵受益国等の完全生産品とみなした場合に、前記Ⅶ（1）又は（2）に掲げる物品に該当することとなる物品は、その特恵受益国等の原産品として取り扱われる。

ただし、次の要件を満たす必要がある。

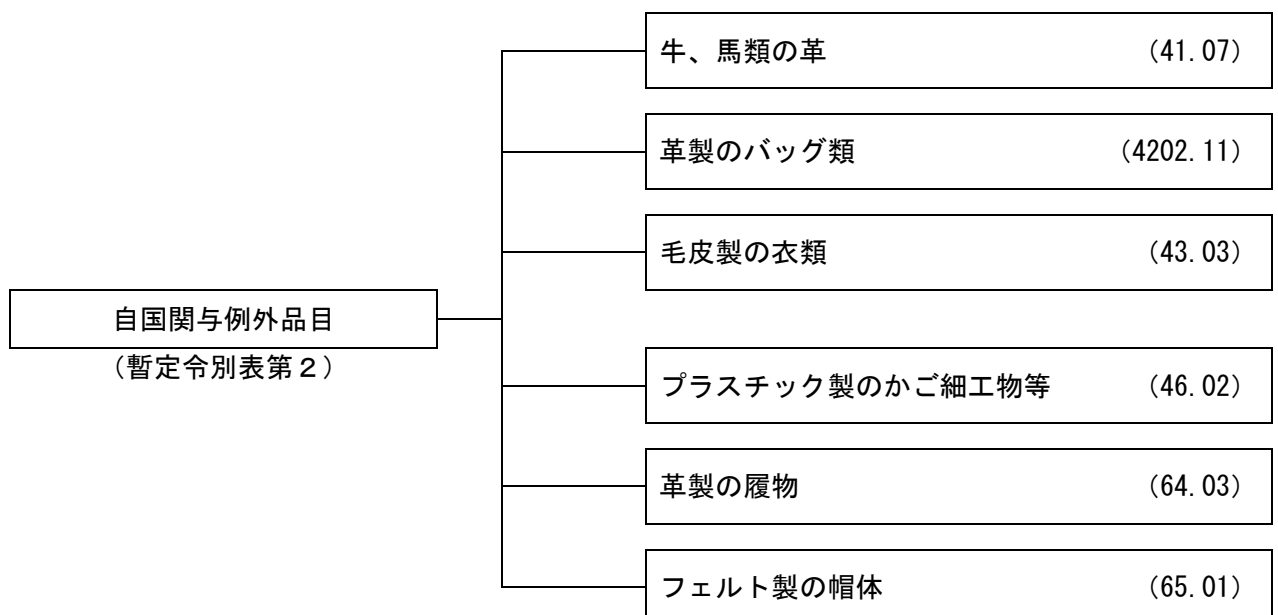
- （イ）自国関与例外品目（毛皮製品等）に該当しないこと（暫定令別表第2）。
- （ロ）特恵原産地証明書の他に、必ず「原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原料に関する証明書」（以下「ANNEX」という。）を取得し、税関に提出すること。なお、自国関与品については、ANNEX番号が、特恵原産地証明書の第4欄（公用欄）に記載されていることを確認しなければならない。（暫定令第30条第1項、暫定規則別紙様式第2、暫定法基本通達8の2-12（1））

例えば、我が国に輸入される製品Aについて、部分品の全部がトルコ製ではない場合には実質的変更基準を充たすか否かを判定することとなる。しかし、本品の部分品のうち我が国から輸出されたものは、自国関与制度の枠組みの下ではトルコの完全生産品とみなされるため、当該部分品のすべてが日本から輸出されたものである場合は、本品全体が同国の完全生産品となり、部分品の価格割合を考慮する必要はない。



特に、暫定令別表第2に掲げる品目（例えば、革製の履物等）については、自国関与例外品目となっていることからANNEXが添付されている場合であっても、自国関与基準は適用できないので注意する必要がある。

- （注）下記の品目は、理解を容易にするために代表的な品目の一部を掲げたものであり、実際の適用に当たっては、必ず、暫定令別表第2を確認すること。



IX. 累積原産地制度（暫定令第26条第3項）

暫定令第26条第3項に規定する東南アジア諸国（インドネシア、フィリピン及びベトナムの3か国をいう。以下同じ。）内で生産された物品については、累積原産地制度が適用される⁵。

この制度は、東南アジア諸国のうち2以上の国を通じて生産が行われて、本邦へ輸出される物品については、東南アジア諸国全体を一の国とみなして前記VII. 及びVIII. の原産地基準（完全生産品としての基準、実質的変更基準及び自国関与基準）を適用するものである。

この結果、一の東南アジア諸国の完全生産品及び本邦からの自国関与物品は、他の東南アジア諸国の完全生産品とみなされるとともに、一の東南アジア諸国で行われた加工・製造は、他の東南アジア諸国において行われたものとみなされることになる。

具体的には、実質的変更基準の適用上、次のような効果が生じる。

- (1) 非原産品割合の算定においては、次に掲げる物品は非原産品として取り扱われない。
 - イ. 最終的な物品の原料又は材料として使用される東南アジア諸国の完全生産品
 - ロ. 最終的な物品の原料又は材料として使用される、本邦から自国関与制度の枠組みの下で東南アジア諸国に輸出された物品
 - ハ. 最終的な物品の原料又は材料として使用される、前記イ及びロに掲げる物品のみから成る物品
- (2) 加工・製造の工程については、生産にかかわった東南アジア諸国全体として一定の加工・製造の要件を満たせば、原産品としての資格が付与される。なお、この場合において、この累積原産地制度により特惠関税が適用される物品の原産地は当該物品を本邦へ輸出する国となるため、当該国の発給機関が発給した原産地証明書の提出が必要となるので留意すること。
- (3) 累積原産地制度の適用を受けようとする場合は、特惠原産地証明書の発給機関により証明された「累積加工・製造証明書」（暫定規則別紙様式第3）を取得し、税関に提出する必要があるほか、当該特惠原産地証明書の「第4欄公用欄」に「累積加工・製造証明書」の番号を記載しなければならない。（暫定法基本通達8の2-13（1））
- (4) 累積原産地制度の適用を受ける東南アジア諸国において、本邦から輸出された物品を原材料の全部又は一部として生産された物品について、特惠関税の適用を受けようとする場合には、必要事項を累積加工・製造証明書に併せて記載し、これと原産地証明書を税関に提出することとされており、前記VIII. 「自国関与基準」の「ANNEX」の提出を要しないので留意すること。（暫定法基本通達8の2-14）

（累積加工・製造証明書の記載例）

Products (Materials) (原材料)				Products (製品)			
Producing Country (生産国)	Description (品名)	Quantity (数量)	Value (価額)	Producing Country (生産国)	Description (品名)	Quantity (数量)	Value (価額)
自国関与基準及び累積原産地制度の両方を適用する場合は、日本から輸出した材料も併せて累積加工・製造証明書に記載する。（「ANNEX」の提出を要しない。）							

⁵ ここでいう「累積原産地制度」は、アセアン包括協定のもとでの累積とは異なる概念であることに留意する。

(参考) 経済連携協定と累積原産地制度の関係

暫定令第25条第4項の表の3の項により、日本に輸入される品目ごとに設定された一般特恵による適用税率がEPA特恵税率と同じ又は高い場合、一般特恵税率の適用が除外される結果、累積原産地制度の適用もない。

なお、一般特恵税率がEPA特恵税率より低い一般特恵税率適用対象品目については、引き続き累積原産地制度の適用を受けることが可能である。

X. 運送要件 (暫定令第31条)

特恵関税の適用を受けるためには、以下の運送要件のいずれかを満たす必要がある。

- (1) 原産地である特恵受益国等からその他の国又は地域（以下「非原産国」という。）を経由しないで日本へ向けて直接に運送されること（直接運送）。
- (2) 原産地である特恵受益国等から非原産国を経由して日本へ輸入されるが、その経由が運送上の理由から非原産国において単に積替え又は一時蔵置がされたにすぎないこと。
- (3) 原産地である特恵受益国等から非原産国において博覧会、展示会その他これらに類するもの（以下「博覧会等」という。）に出品するため又は一時蔵置するため輸出され、その後、当初における特恵受益国等の輸出者により、その非原産国から（1）又は（2）に準ずる運送方法で日本向けに輸出されること。

ただし、（2）又は（3）に規定する積替え、一時蔵置又は博覧会等への出品は、その非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において同国の税関の監督下で行われなければならない。

なお、（2）又は（3）に該当する場合には、輸入申告等に際し

- ① 原産国から我が国の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し
 - ② 積替え、一時蔵置又は博覧会等への出品がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書
 - ③ ①又は②に掲げる書類以外の書類で税関長が適当と認めるもの
- のいずれかの書類の提出が必要である（課税価格の総額が20万円以下の物品を除く。）。

(注) これらの書類の提出が不可能であっても、特恵原産地証明書第3欄に積替地等の記載があり、輸入者等からの説明により、運送要件を満たすと認められる場合は、書類の提出があったものとして取り扱う（暫定法基本通達8の2-1(1)ホ）。

XI. その他

近年における一般特惠原産地規則の改正の経緯は以下のとおり。

1. 平成23年度における改正点

(1) 繊維製品に関する原産地規則の緩和

① 繊維製品を自国関与制度の対象に

繊維製品（第50類から第63類まで）に自国関与制度を導入することで、我が国から輸出した産品については、品目別規則（暫定規則別表（第9条関係）下欄の条件）を適用する必要がなくなり、原産品としての資格が得やすくなった。ただし、輸入申告の際に、原産地証明書に、「ANNEX」を添付しなければならない。

② ニット製品の品目別規則を3工程から2工程に

ニット製品（第61.13項を除く第61類の産品）について、改正前は特惠受益国等で羊毛等の繊維等から製造する必要があったが、糸から製造する場合でも原産品となることとなった（第61.13項の規則は改正前から2工程）。

③ 繊維製品に僅少の非原産材料（デミニミス）の導入

繊維製品（第50類から第63類まで）に対し、これらの類の品目別規則を満たさない非原産材料が僅少（当該非原産材料の総重量が産品の総重量の10%以下）である場合、当該非原産材料は、品目別規則の適用に当たって考慮しないこととした。

(2) 暫定規則別表（第9条関係）に係る規定の明確化

暫定規則別表の解釈という形で取り扱っていたものを規則別表に明記することで明確化を図った。

① 繊維製品に対する規則別表の適用対象原料の明確化

繊維製品（第61類から第63類まで）の産品に対して規則別表を適用する際、産品の生産に使用された材料であって第50類から第63類までの各類に分類されないものは繊維製品を含むか否かを問わず、考慮しないこととした。

② 規則別表の規定が非原産材料のみに適用されることを明記

規則別表を適用する際、非原産材料のみに適用するか否か明確でなかったところ、これを明確化した。

③ 品目別規則の適用対象原料の明確化

規則別表の規定のうち、農産品に係る規定の多くは、製造の出発原材料について規定しており、規定されていない原材料の扱いについて、明確でなかったため、同別表の対象とする原材料を明確化した。

2. 平成27年度における改正点（ニット製品（第61類）に係る原産地規則の緩和）

ニット製品（第61類の産品）については、特惠受益国において糸から製造する（生地製造、縫製の2工程を経る）場合に当該国の原産品としての資格が与えられていたが、平成27年4月から、特惠受益国において生地から製造する（縫製の1工程を経る）場合でも原産品としての資格が与えられることとなった。

3. 平成30年度における改正点（特惠適用貨物に対する事後確認手続の規定の整備）

近年、輸入通関時の審査や輸入者への調査を行った結果、本来は特惠受益国原産品でないにも関わらず、偽って輸入する迂回事例や、当該物品の生産において原産地規則を満たさない第三国の材料を使用していることが明らかになる特惠適用を誤った事例が見られる。これまで、関税法第105条の税関職員の一般的な調査権限等に基づき、法令上可能な範囲内で事後確認を実施してきたが、特惠関税制度の適正な利用を確保するため、事後確認手続及び特惠否認要件（特惠受益国の協力が不十分な場合等）に係る規定を整備し、より確実に事後確認を実施していくこととなった。

Ⅺ. 参考（資料）

特恵関税制度の概要（法体系）

関税暫定措置法				関税暫定措置法施行令				関税暫定措置法施行規則						
条	項	号	段	参 考	条	項	号	段	参 考	条	項	号	段	参 考
8	2	1		特恵受益国の指定要件、特恵関税の適用期限	25	1			特恵受益国等の指定 令和2.3.31 財務省告示第74号	7	4	1		所得額に関する統計
8	2	1	1	農水産品(特恵関税適用品目)	別表第二	25	2		特恵受益国等の指定に係る外務大臣等との協力	7	4	2		輸出額の割合
8	2	1	2	鉱工業産品等(特恵関税適用品目)	別表第三	25	3		特恵受益国の卒業要件	7	5			物品の区分
8	2	1	3	鉱工業品(特恵関税除外品目)	別表第四	25	4		特恵関税の便益を与えない物品の指定	8		1		完全生産品の規定 令26-1-1
8	2	2		産品の競争力に基づく特恵関税の適用除外		25	5		特別特恵受益国の指定 令和2.3.31 財務省告示第74号	8		1	1	一国において採掘された植物性生産品
8	2	3		特別特恵受益国の指定要件、特別特恵税率	別表第五	25	6		特別特恵受益国の指定に係る外務大臣等との協力	8		1	2	一国において収穫された植物性生産品
8	2	4		政令委任規定		25	7		特別特恵受益国等の卒業要件	8		1	3	一国において生育した動物(生きているもの)
8	3	1		特恵関税の適用停止の原則		25	8		指定等の公示	8		1	4	一国において動物(生きているもの)から得た物品
8	3	2		特別特恵受益国の場合の8の3-1の読替		26	1		原産地の意義	8		1	5	一国において狩猟・漁猟により得られた物品
8	4	1		原産品であることの確認方法		26	1	1	原産地の認定基準(完全生産品)	8		1	6	公海等で採捕した水産物
8	4	1	1	輸入者への資料提供要請		26	1	2	原産地の認定基準(加工・製造品)	8		1	7	8-1-6を原料・材料とした物品
8	4	1	2	権限ある当局、輸出者、生産者への資料提供要請		26	2		自国関与 別表第2	8		1	8	一国において使用済みの物品で、原材料の回収のもの
8	4	1	3	輸出者又は生産者への実地調査		26	2	1	自国関与分の加工・製造国完全生産品のみなし規定	8		1	9	一国において製造の際に生じたくず
8	4	1	4	権限ある当局による検査への立ち合い		26	2	2	自国関与分の加工・製造国生産品のみなし規定	8		1	10	8-1-1~9を原材料としたもの
8	4	2		1項2号の方法		26	3		東南アジア諸国を一つの国とみなす規定	9		1		前加工、製造の定義
8	4	3		1項3号の方法		27	1		原産地の証明(原産地証明書の提出)	9		1		後加工、製造の定義(適用除外)
8	4	4		1項4号の方法		27	1	1	原産地証明書の提出除外要件(原産地が明らかなもの) 事務連絡(H19.3.30)	9		2		繊維製品に対するデミニミス
8	4	5		便益を与えないことができる要件		27	1	2	適用除外要件(20万円以下の物品)	9		3		異なる材料から成る物品等の扱い
8	4	6		確認結果の通知		27	1	3	適用除外要件(特例申告に係る指定貨物)	10		1		原産地証明書の様式指定 別紙様式第1
						27	2		27-1-2の原産地の認定	10		2		原産地証明書のANNEX 別紙様式第2、3
						27	3		27-1-3 特例申告書への記載					
						27	4		原産地証明書の発給機関					
						27	5		原産地証明書の様式の指定 規10-1(別紙様式第1)					
						28			前 原産地証明書の提出期限					
						28			後 原産地証明書の提出猶予の条件					
						29			前 原産地証明書の有効期間					
						29			後 原産地証明書の有効期間の例外					
						30	1		自国関与品の添付書類 規10-2(別紙様式第2)					
						30	2		特例申告書への自国関与品である旨の記載					
						30	3		東南アジア諸国の30-1,2の読替え 規10-2(別紙様式第3)					
						30	4		添付証明書の様式の指定					
						31	1		直接運送の要件					
						31	1	1	直接運送される物品					
						31	1	2	運送上の理由による積替え及び一時蔵置 31-1-1と同様の扱い					
						31	1	3	第三国での博覧会等、一時蔵置後の運送 31-1-1と同様の扱い					
						31	2		31-1-2,3の条件					
						31	3		前 31-1-2,3 特恵適用の際の添付書類					
						31	3		後 添付書類の提出除外要件					
						31	3	1	添付書類の種類(通しB/Lの写し)					
						31	3	2	添付書類の種類(税関等の証明)					
						31	3	3	添付書類の種類(その他税関長が認めるのもの)					
						31	4		特例申告書への31-1-2,3である旨の記載					
						31	5		31-3-2の記載内容					
						31	5	1	31-3-2の記載内容(記号・番号・品名及び数量)					
						31	5	2	31-3-2の記載内容(積卸日・船名・記号及び種類)					
						31	5	3	31-3-2の記載内容(31-5-2の取扱い状況)					

特惠受益国及び地域一覧表

(令和2年4月現在)

番号	国又は地域名	符号	番号	国又は地域名	符号	番号	国又は地域名	符号
1	アゼルバイジャン(AZ)	150	56	スリナム(SR)	404	110	マーシャル(MH)	625
2	アフガニスタン(AF)	130	57	スリランカ(LK)	125	111	マダガスカル(MG)	546
3	アルジェリア(DZ)	503	58	赤道ギニア(GQ)	530	112	マラウイ(MW)	553
4	アルゼンチン(AR)	413	59	セネガル(SN)	510	113	マリ(ML)	520
5	アルバニア(AL)	229	60	セルビア(RS)	228	114	ミクロネシア(FM)	626
6	アルメニア(AM)	151	61	セントビンセント(VG)	336	115	南アフリカ共和国(ZA)	551
7	アンゴラ(AO)	535	62	セントヘレナ及びその附属諸島	537	116	ミャンマー(MM)	122
8	イエメン(YE)	149		地域(SH)		117	モーリシャス(MU)	547
9	イラク(IQ)	134	63	セントルシア(LC)	330	118	モーリタニア(MR)	509
10	イラン(IR)	133	64	ソマリア(SO)	540	119	モザンビーク(MZ)	545
11	インド(IN)	123	65	ソロモン(SB)	613	120	モルディブ(MV)	126
12	インドネシア(ID)	118	66	タジキスタン(TJ)	155	121	モルドバ(MD)	240
13	ウガンダ(UG)	542	67	タンザニア(TZ)	543	122	モロッコ(MA)	501
14	ウクライナ(UA)	238	68	チャド(TD)	528	123	モンゴル(MN)	107
15	ウズベキスタン(UZ)	152	69	中央アフリカ(CF)	529	124	モンテネグロ(ME)	247
16	エクアドル(EC)	406	70	チュニジア(TN)	504	125	モントセラト地域(MS)	334
17	エジプト(EG)	506	71	ツバル(TV)	624	126	ヨルダン(JO)	144
18	エスワティニ(SZ)	556	72	トーゴ(TG)	518	127	ヨルダン川西岸及びガザ地域	158
19	エチオピア(ET)	538	73	トケラウ諸島地域(TK)	608		(WG)	
20	エリトリア(ER)	559	74	ドミニカ(DM)	333	128	ラオス(LA)	121
21	エルサルバドル(SV)	309	75	ドミニカ共和国(DO)	323	129	リビア(LY)	505
22	ガーナ(GH)	517	76	トルクメニスタン(TM)	156	130	リベリア(LR)	515
23	カーボベルデ(CV)	522	77	トルコ(TR)	234	131	ルワンダ(RW)	526
24	ガイアナ(GY)	403	78	トンガ(TO)	614	132	レソト(LS)	552
25	カザフスタン(KZ)	153	79	ナイジェリア(NG)	524	133	レバノン(LB)	146
26	ガボン(GA)	531	80	ナミビア(NA)	550			
27	カメルーン(CM)	527	81	ニウエ(NU)	609			
28	ガンビア(GM)	511	82	ニカラグア(NI)	310			
29	カンボジア(KH)	120	83	ニジュール(NE)	525			
30	北マケドニア(MK)	244	84	ネパール(NP)	131			
31	ギニア(GN)	513	85	ハイチ(HT)	322			
32	ギニアビサウ(GW)	512	86	パキスタン(PK)	124			
33	キューバ(CU)	321	87	パナマ(PA)	312			
34	キリバス(KI)	615	88	バヌアツ(VU)	611			
35	キルギス(KG)	154	89	パプアニューギニア(PG)	602			
36	グアテマラ(GT)	306	90	パラオ(PW)	628			
37	グレナダ(GD)	329	91	パラグアイ(PY)	411			
38	ケニア(KE)	541	92	バングラデシュ(BD)	127			
39	コートジボワール(CI)	516	93	東ティモール(TL)	128			
40	コスタリカ(CR)	311	94	フィジー(FJ)	612			
41	コソボ	248	95	フィリピン(PH)	117			
42	コモロ(KM)	558	96	ブータン(BT)	132			
43	コロンビア(CO)	401	97	ブルキナファソ(BF)	521			
44	コンゴ共和国(CG)	532	98	ブルンジ(BI)	534			
45	コンゴ民主共和国(CD)	533	99	米領サモア地域(AS)	621			
46	サモア(WS)	610	100	ベトナム(VN)	110			
47	サントメ・プリンシペ(ST)	536	101	ベナン(BJ)	519			
48	ザンビア(ZM)	554	102	ベネズエラ(VE)	402			
49	シエラレオネ(SL)	514	103	ベラルーシ(BY)	239			
50	ジブチ(DJ)	539	104	ベリーズ(BZ)	308			
51	ジャマイカ(JM)	316	105	ペルー(PE)	407			
52	ジョージア(GE)	157	106	ボスニア・ヘルツェゴビナ(BA)	243			
53	シリア(SY)	145	107	ボツワナ(BW)	555			
54	ジンバブエ(ZW)	549	108	ボリビア(BO)	408			
55	スーダン(SD)	507	109	ホンジュラス(HN)	307			

・ 特惠受益国及び地域 133 (128ヶ国、5地域) (注) 下線は、「特別特惠受益国(LDC)」であることを示す(46ヶ国)。

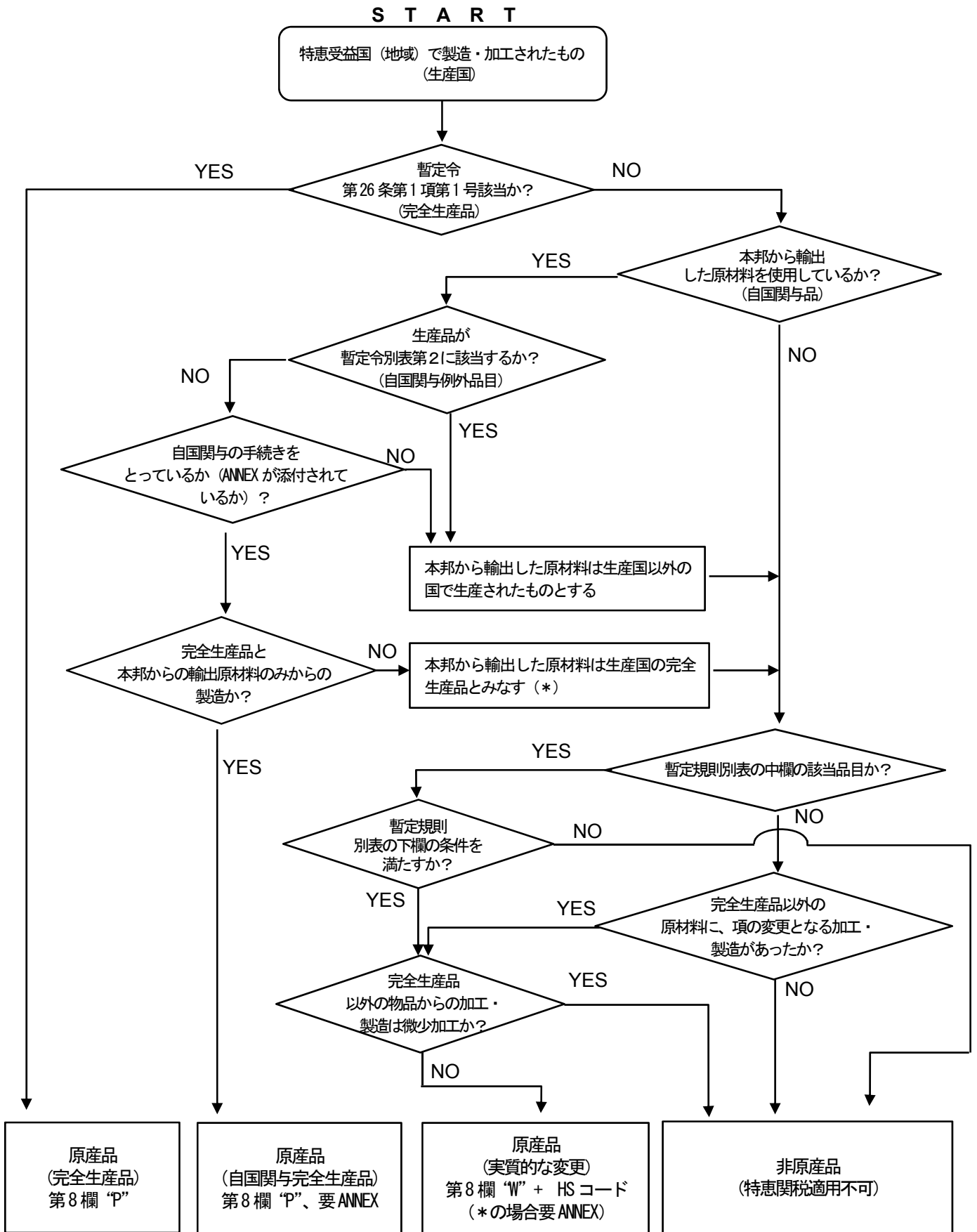
・ 番号は財務省告示の記載順に仮に付番し、国又は地域名の括弧内は国際規格ISOの国又は地域名コード、符号は統計上の国名符号。

(参考) 国別・品目別特惠適用除外措置の対象品目 (令和2年4月現在)

平成31年4月1日から令和4年3月31日まで特惠適用が除外される品目

関税定率法 別表の番号等 (輸入統計品目番号)	主な品名	国名
1007.90ex (1007.90-090)	グレーンソルガム (播種用以外のもので、飼料用以外のもの)	アルゼンチン

一般特惠に係る原産地の認定方法フローチャート



第 2 部

特恵関税適用に係る事務手続

I. 特恵原産地証明書の取得

(1) 様式（暫定規則第10条）

特恵関税の適用を受ける際に必要な原産地証明書の様式は、UNCTADでの合意に基づく国際的に統一されたものである。

様式は暫定規則別紙様式第1（一般特恵原産地証明書様式A。以下「特恵原産地証明書」という。）において、次のように規定されている。

- イ. 用紙は、一平方メートル当たりの重量が25グラム以上である上質紙（大きさは、JIS A-4番）で、証券印刷の方法により緑色の彩紋を施したもの
- ロ. 用語は、英語又はフランス語が使用可能

(2) 発給の時期（暫定令第27条第4項）

特恵原産地証明書の発給は、原則として、その証明に係る物品の「輸出の際」に行われたものでなければ有効なものとならない。ただし、輸出国における災害等により事後発給となった場合等、輸入の際に税関長が、やむを得ない特別の事由があると認める場合には、相当と認められる期間の事後発給も有効である。

「やむを得ない特別の事由」

暫定法基本通達

8の2—5 令第27条第4項《原産地証明書の有効性》に規定する「税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合」の意義及び取扱いについては、次による。

(1) 「特別の事由」とは、次の場合をいう。

- イ. 輸出国における震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害により、原産地証明書の発給申請を輸出時までに行うことができなかった場合
- ロ. 令別表第1の改正により特恵受益国が追加指定された場合で、指定後6カ月以内において、当該特恵受益国の原産地証明書の発給体制が整備される以前に輸出せざるを得ない事情がある場合
- ハ. 輸入者が輸出者に対して契約の際に原産地証明書の発給を受けるよう要求したが、輸出者が原産地証明書以外の証明書の発給を受け、若しくは正当な発給機関でない者が発給した証明書を取得し、又はその申請を失念したため発給が輸出後となった場合等、輸入者の責任によらない事情がある場合
- ニ. その他これらに準ずる場合で税関長が真にやむを得ないと認めた場合

(2) なお、通常の輸出手続に要すると認められる期間内（輸出後10日程度の遅れ）に発給されたものは「輸出の際」に発給されたものとして取り扱って差し支えない。

(3) 発給機関（暫定令第27条第4項）

特恵原産地証明書は、原則として原産地の税関が発給したものでなければならない。ただし、原産地において税関が特恵原産地証明書を発給することとなっていない場合は、その発給権限を有するその他の官公署又は商業会議所、その他これに準ずる機関で、我が国の税関長が相当と認めるものが発給した特恵原産地証明書でなければならない。税関長が相当と認める発給機関名については、税関ホームページにリストが公表されており、確認することが可能である。

(4) 記載事項の確認等

イ. 第1欄（輸出者）は通常インボイス上の輸出者と一致しているが、例えば、系列会社が仲介している等により異なる場合は、メーカーズインボイス等、取引関係書類を確認する。（第2欄「輸入者」も同じ。）

ロ. 第3欄（輸送の手段及び経路）については、積替え等が行われていれば、積替地の国名、港名等が記入されているかを確認する。

ハ. 第4欄（公用欄）については、例えば特惠原産地証明書以外に自国関与等の証明書があれば、その発給番号の記入の有無、また紛失等の理由により再発行されたものである場合には「Duplicate」又は「Duplicata」の表示等がされているかを確認する。

ニ. 第8欄（原産地基準）は、貨物が輸出国の完全生産品である場合（非原産国の原材料の全てが我が国から輸出された物品であって、自国関与品としての手続きをしている場合、政令で指定する東南アジア諸国を一つの原産地として製造された物品であって、累積原産品としての手続きをしている場合を含む。）には“P”の表示、完全生産品ではないが、原産国の実質加工品と認められる場合は“W”の表示とHSの4桁番号が記入されることとなっている。

ホ. 第11欄（証明）の証明機関は、原産地の税関又はその発給権限を有する者として我が国に通報のあった機関に限定されている。

本欄に記入された発給日をもとに、事後発給か否かの判断や有効期間（発給の日から1年）の計算を行う。

(5) 特惠原産地証明書の記載内容の修正

特惠原産地証明書の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の登録印にて修正がされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていなければならない。

なお、不備のある特惠原産地証明書の具体的取扱いについては、「原産地証明書の有効性の認定」（暫定法基本通達8の2-6）によること。

II. 原産地が明らかであると認めた物品の取扱い（暫定令第27条第1項第1号）

特惠原産地証明書は、輸入申告等⁷の際に提出しなければならない。しかし、税関長が物品の種類又は形状により原産地が明らかであると認めた物品（次頁参照）については、特惠原産地証明書の提出は不要である。

ただし、

(1) 特惠関税適用上特に問題があると認められる場合であって、仕入書等その他の書面により原産地を認定できない場合

(2) 自国関与品に係るもの、累積原産品に係るもの及び非原産国を経由して本邦へ向けて運送されたもの（暫定令第31条第3項に規定する書類の提出がある場合を除く。）

は本取扱いの対象から除かれている。

なお、下記Ⅲ.（少額貨物に係る特惠原産地証明書の取扱い）との併用はできないので留意すること。

⁷ 輸入申告等：IS、IM、IA承認申請を含む。

原産地が明らかであると認めた物品の関税率表の番号

第 04.10 項	第 06.04 項	第 07.06 項	第 07.09 項◎	第 08.01 項	第 08.02 項◎
第 08.03 項	第 08.04 項◎	第 08.07 項◎	第 09.01 項	第 09.02 項◎	第 09.04 項
第 09.07 項	第 09.08 項	第 09.09 項	第 09.10 項◎	第 12.11 項◎	第 13.02 項
第 14.04 項	第 15.05 項	第 15.16 項	第 15.17 項※	第 15.18 項	第 15.20 項
第 22.01 項	第 22.03 項	第 25.09 項	第 25.13 項	第 25.20 項	第 25.23 項
第 27.01 項	第 27.04 項	第 27.07 項	第 27.12 項	第 27.13 項	第 28.01 項
第 28.03 項	第 28.06 項	第 28.07 項	第 28.08 項	第 28.09 項	第 28.11 項
第 28.12 項	第 28.13 項	第 28.14 項	第 28.16 項	第 28.17 項	第 28.18 項
第 28.19 項	第 28.20 項	第 28.21 項	第 28.23 項	第 28.24 項	第 28.26 項
第 28.28 項	第 28.29 項	第 28.30 項	第 28.31 項	第 28.32 項	第 28.34 項
第 28.35 項	第 28.37 項	第 28.39 項	第 28.41 項	第 28.42 項	第 28.47 項
第 28.50 項	第 28.52 項※	第 28.53 項	第 29.01 項	第 29.03 項	第 29.04 項
第 29.07 項	第 29.08 項	第 29.09 項	第 29.10 項	第 29.11 項	第 29.12 項
第 29.13 項	第 29.14 項	第 29.15 項	第 29.16 項	第 29.19 項	第 29.20 項
第 29.21 項	第 29.23 項	第 29.24 項	第 29.25 項	第 29.27 項	第 29.28 項
第 29.29 項	第 29.30 項	第 29.35 項	第 29.38 項	第 29.42 項	第 32.01 項
第 32.02 項	第 32.04 項	第 32.07 項	第 32.09 項	第 32.11 項	第 32.12 項
第 32.15 項	第 33.03 項	第 33.04 項	第 33.05 項	第 33.06 項	第 33.07 項
第 34.03 項	第 34.04 項	第 34.05 項	第 34.06 項	第 35.01 項	第 35.04 項
第 35.06 項	第 35.07 項	第 36.01 項	第 36.02 項	第 36.03 項	第 36.05 項
第 37.03 項	第 37.07 項	第 38.02 項	第 38.05 項	第 38.21 項	第 38.23 項
第 39.05 項	第 39.07 項	第 39.08 項	第 39.09 項	第 39.10 項	第 39.12 項
第 39.13 項	第 39.15 項	第 39.22 項	第 39.23 項	第 39.24 項	第 39.25 項
第 39.26 項	第 40.03 項	第 40.05 項	第 40.06 項	第 40.07 項	第 40.08 項
第 40.09 項	第 40.10 項	第 40.16 項	第 43.01 項	第 43.04 項	第 48.02 項
第 48.03 項	第 48.04 項	第 48.05 項	第 48.06 項	第 48.07 項	第 48.08 項
第 48.09 項	第 48.10 項	第 48.11 項	第 48.16 項	第 48.17 項	第 48.18 項
第 48.19 項	第 48.20 項	第 48.21 項	第 48.22 項	第 48.23 項	第 63.09 項
第 65.01 項	第 65.02 項	第 65.05 項※	第 65.06 項	第 65.07 項	第 66.02 項
第 67.01 項	第 68.04 項	第 68.05 項	第 68.11 項	第 68.12 項	第 68.13 項
第 69.02 項	第 69.03 項	第 69.05 項	第 69.07 項	第 69.11 項	第 69.12 項
第 69.13 項	第 71.14 項	第 79.07 項※	第 80.01 項	第 80.07 項※	第 82.11 項
第 82.13 項	第 82.14 項	第 82.15 項	第 83.01 項	第 83.02 項	第 83.04 項
第 83.06 項	第 83.08 項	第 83.09 項	第 83.11 項	第 94.05 項	第 94.06 項
第 95.04 項	第 95.05 項	第 95.06 項	第 95.07 項	第 96.02 項	第 96.04 項
第 96.07 項	第 96.13 項	第 96.15 項	第 96.16 項		

項番号に※のついた項は、以下の物品のみを指定する。

- ・ 第 15.17 項のうち、第 1517.90 号の 1 の (1)、第 1517.90 号の 2 の (1) に掲げる物品
- ・ 第 28.52 項のうち、水銀の炭化物又はオルガノインオルガニック化合物以外の物品
- ・ 第 65.05 項のうち、フェルト製の帽子以外の物品
- ・ 第 79.07 項のうち、第 7907.00 号の 2 に掲げる物品
- ・ 第 80.07 項のうち、第 8007.00 号の 4 に掲げる物品

項番号に◎のついた項のうち、特別特惠受益国を原産地とする以下に掲げる輸入統計品目番号の物品については、特惠原産地証明書の提出を要するものとする。

0709. 30-000	0709. 51-000	0709. 59-020	0709. 59-090	0709. 60-010
0709. 60-090	0709. 99-100	0709. 92-000	0709. 93-000	0709. 99-200
0802. 31-000	0802. 32-000	0802. 41-000	0802. 42-000	0802. 70-000
0802. 90-900	0804. 30-010	0807. 11-000	0807. 19-000	0902. 10-000
0902. 20-200	0902. 30-090	0902. 40-220	0910. 11-100	0910. 12-100
1211. 40-000	1211. 90-600			

Ⅲ. 少額貨物に係る特惠原産地証明書の取扱い(暫定令第27条第1項第2号及び第2項)

特惠関税適用物品については、輸入申告等に際し、特惠原産地証明書を税関に提出しなければならない。

しかし、課税価格(数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税定率法第4条から第4条の9まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格)の総額が20万円以下の物品の原産地については、当該物品の種類、商標又は仕入書その他の書類に記載されている原産地に関する事項により認定することとなっている(前記Ⅱ.(原産地が明らかであると認めた物品の取扱い)との併用はできないので留意すること。)

Ⅳ. 特惠原産地証明書の提出猶予の取扱い(暫定令第28条)

特惠原産地証明書は、輸入申告等の際に提出しなければならないが、災害その他やむを得ない理由によりその際に提出することができないことについて税関長の承認を受けたとき、又はその際に提出することができないことについて、輸入許可前貨物引取り承認を受けることを条件として税関長の承認を受けたときは、この限りではないとされている。

(1) 「災害その他やむを得ない理由」とは、次のいずれかの場合をいう。

イ. 震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害で輸入者の責任によらないもの及びこれに準ずる理由による場合

ロ. 特惠受益国等が追加指定された場合で、指定後6か月以内において当該特惠受益国等の特惠原産地証明書の発給体制が整備される以前に輸出せざるを得ない事情がある場合

(2) 輸入許可前貨物引取りの承認を受けることを条件として税関長の承認を受けられる貨物は、政令により特惠関税の適用が停止された物品以外の物品とする(なお、特別特惠受益国の原産品については、第1部のⅣ.(4)参照のこと。)

Ⅴ. 事後確認手続き(暫定法第8条の4)

特惠関税制度を利用して特惠税率を適用するためには、輸入する貨物が特惠受益国等を原産地とする物品(以下、「特惠受益国原産品」という。)である必要があり、輸入通関後にその貨物が特惠受益国原産品であるか否かについて確認(事後確認)を実施している。

(1) 確認方法

① 当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が特惠受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

② 特惠受益国等の権限ある当局又は当該貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨物について質問し、又は当該貨物が特惠受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

③ 税関職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させる方法

④ 特惠受益国等の権限ある当局に対し、当該特惠受益国等の権限ある当局が当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において行う検査に、その者の同意を得て、我が国の税関職員を立ち合わせ、及び当該検査において収集した資料を提供することを求める方法

(2) 特恵関税の便益を与えないことができる要件

事後確認の結果、以下の場合には特恵関税の便益を与えないことができる。

- ① 当該貨物が当該便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。
- ② 当該貨物を輸入する者が当該便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。
- ③ 上記(1)②の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、定められた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。
- ④ 上記(1)③の調査の通知をした場合において、特恵受益国等又は当該通知に係る貨物の輸出者若しくは生産者が上記(1)③の調査を拒んだとき、又は定められた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。
- ⑤ 上記(1)④の求めを行った場合において、特恵受益国等の権限ある当局が、当該求めを拒んだとき、定められた期間内に当該求めに対する回答をしないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

第 3 部

特 恵 関 税 実 務 事 例 編

索引

I. 特恵原産地証明書の様式等	3 2
1. 特恵原産地証明書の様式・規格	
2. 税関印が押印されている場合	
3. 発給機関名リストに掲載されていない機関の印が押印されている場合	
4. 発給国税関の印影脱落の場合	
5. 品目欄に記載しきれない場合（2枚目の用紙、印）	
6. COPYと表示されている特恵原産地証明書	
7. 正規発給機関でない者が証明した特恵原産地証明書	
8. 従来と異なる原産地基準符号の証明書	
9. 特恵原産地証明書に手書きで記入されている場合	
II. 原産地認定基準	3 5
【実質的変更基準】	3 5
1 0. 領海内で採捕された水産物の特恵原産地証明書	
1 1. 公海で採捕された水産物の特恵原産地証明書	
1 2. 項の変更を伴わない加工・製造	
1 3. 輸入したまぐろから製造した調製品に対する特恵関税の適用	
1 4. 非原産国でボイル又は塩もみした「タコ」	
1 5. 項の変更があっても原産品としての資格が与えられない加工	
1 6. 非原産品の毛皮を裏張り加工したコート	
1 7. 非原産品のニッケルマットを精錬した高純度ニッケル	
1 8. シート状に切断した銅はく	
1 9. 加工賃が含まれている製品の非原産品割合	
2 0. 原材料を産出しない国の“P”表示	
2 1. 輸入したゴムを塗布した綿製テントの実質的変更基準	
2 2. 「ろうけつ染めした綿織物」に係る証明	
2 3. 化学的変換を経て生成される物品に係る実質的変更基準	
2 4. 中古衣類（ジーンズ）に対する特恵関税の適用	
2 5. 非原産国産品が少量である場合	
2 6. 繊維製品に係る実質的変更基準	
2 7. 第 19.05 項に係る実質的変更基準	
【自国関与】	4 1
2 8. 日本から輸出した物品を原材料とした製品の自国関与手続	
2 9. ビーズ玉を輸出し、糸通した後輸入する場合	
3 0. 積戻し品における自国関与扱い	
3 1. 日本から板ガラスを輸出し、合わせガラスとして輸入する場合	
3 2. 自国関与例外品目で、実質的変更基準を満たしている場合	

33.	自国関与品の簡単な作業	
34.	保税工場で染色、裁断加工後、積み戻した貨物を原材料とした場合	
35.	製造者を変更した製品	
36.	輸入後、再輸出した貨物を原材料とした製品	
37.	第三国に輸出した原材料を使用した製品	
38.	一般特惠税率とEPA税率が併存する場合	
	【累積原産地制度】	45
39.	東南アジア諸国で蔵置・分割等が行われた場合	
III.	運送要件	46
40.	非原産国で積み替える場合の運送条件	
41.	運送要件証明書の様式	
42.	輸出者が作成した運送要件証明書	
43.	輸出者が所在する非原産国で積み替えられた場合	
44.	複合一貫輸送の場合	
45.	非原産国に誤送された貨物	
46.	非原産国での積替え時に検品を行った場合	
47.	非原産国でドラム缶に小分けした場合	
48.	非原産国において展覧会に出品した場合	
49.	少額貨物の運送要件	
IV.	仲介貿易	50
50.	非原産国に居住する仲介者が輸出者となっている場合	
51.	輸入者欄に外国の法人名が記載されている特惠原産地証明書	
52.	輸出者名が相違する特惠原産地証明書	
53.	第三国インボイスの番号、輸出者名が記載されている特惠原産地証明書	
V.	特惠原産地証明書の発給日	52
54.	「輸出の際」	
55.	特惠原産地証明書を紛失した場合のコピー	
56.	新たに特惠受益国等に指定された場合	
57.	一契約の貨物について、特惠原産地証明書を一括申請したが、貨物は分割して船積みされる場合	
	【事後発給】	53
58.	特惠受益国の事情により特惠原産地証明書が事後発給となる場合	
59.	貨物の到着後に特惠原産地証明書を要求した場合	
60.	通常の輸出手続に要すると認められる期間を過ぎて発給された特惠原産地証明書	
61.	貨物到着後に発給された特惠原産地証明書	
62.	正当な発給機関への再申請により事後発給となった特惠原産地証明書	

- 63. 船積み前にレターにより“FORM A”を要求していた場合
- 64. 船積み日の1か月以上後に発給された特惠原産地証明書
- 65. 日本において展示された物品について売買契約が成立し、特惠原産地証明書を要求した場合

【事前発給】	56
66. 船積みの日より1か月前に発給された特惠原産地証明書	
67. 申請日の前日に発給された特惠原産地証明書	
VI. 特惠原産地証明書の提出猶予	57
68. 特惠原産地証明書が貨物到着後に届く場合の提出猶予	
69. COPYと表示されている特惠原産地証明書の提出猶予	
VII. 特惠原産地証明書の有効期間	58
70. 貨物を積載した船舶が故障した場合の有効期間	
71. 貯蔵の都合により、発給後1年を経過した特惠原産地証明書	
VIII. 少額貨物	59
72. 暫定令第27条における「課税価格の総額」	
73. インボイス単位の仕分けにより少額となる場合	
74. オーバーカーゴにより20万円超となる貨物	
75. 分割により20万円以下となる貨物	
76. 基本税率と少額特惠を併用する貨物	
77. 原産地が明らかであると認めた物品と少額貨物	
78. WTO協定税率と少額特惠税率を併用する貨物	
79. 非原産国において運送上の理由により積み替えられた少額貨物	
80. 同一輸入者に係る少額扱いによる2件の輸入申告	
81. 自国関与品の少額扱い	
IX. 特惠原産地証明書の記載不備	63
82. 特惠原産地証明書が白塗修正液で訂正されている場合	
83. 貼付用紙への押印が脱落している場合	
84. REFERENCE No. が脱落している場合	
(第4欄)	
85. 添付証明書の番号が記載されていない場合	
(第7欄)	
86. 記載品名に不備がある場合	
(第8欄)	
87. 原産地基準表示が“Y”の場合	
88. 原産地基準表示が“W”のみでHS番号が記載されていない場合	
89. 記載税番と適用税番が相違している場合(その1)	
90. 記載税番と適用税番が相違している場合(その2)	

- 9 1. 包装用資材に非原産材料を使用した場合の特恵原産地証明書の原産地基準表示
(第9欄)
- 9 2. バラ積み貨物(バルク貨物)の数量が合致しない場合
- 9 3. 数量相違
(第10欄)
- 9 4. インボイスの日付が脱落している場合
(第11欄)
- 9 5. 署名権者の署名が脱落している場合
- 9 6. 発給日が記載されていない場合

X. その他..... 68

- 9 7. 特恵原産地証明書提出省略物品
- 9 8. 自国関与品に係るものが、「原産地が明らかであると認めた物品」の場合
- 9 9. 代替品に係る特恵原産地証明書
- 1 0 0. クレーム品に係る特恵原産地証明書
- 1 0 1. 契約数量の不足分が別便で送付されてきた場合の特恵原産地証明書
- 1 0 2. ショート通関後に到着済が判明した場合
- 1 0 3. 輸入申告(IC)と蔵入承認(IS)の同時申告
- 1 0 4. 保税転売貨物に係る特恵関税の適用
- 1 0 5. 事後確認(その1)
- 1 0 6. 事後確認(その2)
- 1 0 7. 事後確認(その3)

I. 特恵原産地証明書の様式等

1. 特恵原産地証明書の様式・規格

【問】特恵原産地証明書の用紙に緑色の彩紋があるが、紙が粗製で規格よりやや大きい。有効なものとして認められるか。

【回答】規格（紙質及び大きさ）の多少の相違であれば認められる。

【理由】様式規定の趣旨は改ざん防止であり、一見して識別できる程度の規則正しい有色（緑色以外でも可）の図柄が印刷してあれば、有効なものとして取り扱う。

規格については財務省規則で定められており、これにより取り扱うが、規則で定められた規格でない場合でも発給国等の事情もあると思われるので、事前に原産地調査官等に相談。

【関係法令】様式：暫定規則第10条第1項、別紙様式第1

2. 税関印が押印されている場合

【問】特恵受益国のA国は従来丸形の税関印を使ってきたが、今回のものは角形のものである。印影の中にはCUSTOMSという文字が読みとれるので、有効なものとして認められるか。

【回答】認められる。

【理由】税関印と認められ、税関が発給したことが確認できれば、有効なものとして取り扱う。

【関係法令】暫定令第27条第4項、暫定法基本通達8の2-6（1）イ

【参考】主な言語による税関の表現

CUSTOMS	（英語）	DOUANE	（フランス語）
ADUANA	（スペイン語）	DOGANA	（イタリア語）
ZOLL	（ドイツ語）	Таможня	（ロシア語）
ALFANDEGAS	（ポルトガル語）	GUMUKLER	（トルコ語）

3. 発給機関名リストに掲載されていない機関の印が押印されている場合

【問】特恵受益国であるA国の特恵原産地証明書の印影には、発給機関名リストに掲載されている機関名と異なる機関名が表示されているが、有効なものとして認められるか。

【回答】表示されている機関名に応じて、下記のとおり取り扱う。

1. 税関（CUSTOMS、DOUANE等）と表示されているもの・・・有効
2. その他のもの・・・原則として認められないが、我が国に未通報等の場合もあるので、必要に応じて、原産地調査官等に照会すること。

【関係法令】暫定令第27条第4項、暫定法基本通達8の2-5の2、8の2-6（1）イなお書き

4. 発給国税関の印影脱落の場合

（問）特惠受益国であるA国発給の特惠原産地証明書は、手書きによる署名及び日付のみで印影がなく、税関の証明であることが確認できない。有効な特惠原産地証明書として認められるか。

【回答】認められない。

【理由】税関の証明であることが確認できない以上、有効とはいえない。

【関係法令】暫定令第27条第4項、暫定法基本通達8の2-5の2、8の2-6（1）イ

5. 品目欄に記載しきれない場合（2枚目の用紙、印）

（問）品目数が多いので、品目欄（第7欄）に記載しきれない場合の取扱いはどうしたらよいか。

【回答】特惠原産地証明書の様式（FORM A）を必要枚数用いること。2枚目以降が規定様式ではない場合には原産地調査官等に相談すること。ただし、以下にあてはまる場合については有効とする。

アタッチシートが用いられている場合で特惠原産地証明書との割印（特惠原産地証明書に押印されている印影と同じもの）がされているもの。アタッチシートへの押印は、原則割印によるものとするが、割印でないものであっても、一枚目の特惠原産地証明書に押印されている印影が各々のアタッチシートに押印されており、アタッチシートと一枚目の特惠原産地証明書とのつながりが明らかであれば有効と認められる。

【参考等】第7欄には、特惠関税対象品目すべてが記載されていることが必要。

6. COPYと表示されている特惠原産地証明書

（問）特惠原産地証明書用紙に緑色の彩紋があり、印影もあるが、右上側にCOPYと印刷されている。この場合でも特惠関税の適用が認められるか。

【回答】認められない。

【理由】特惠関税の適用を受けるためには、特惠原産地証明書が最も重要な書類である。したがって、COPYを有効な証明書として取り扱うことはできない。

【参考等】特惠原産地証明書は原本であることが必要。

7. 正規発給機関でない者が証明した特惠原産地証明書

（問）特惠受益国であるA国の漁船が公海で採捕した魚類を日本へ輸出する場合、本国からの特惠原産地証明書の送付が時間的に不可能な場合がある。この場合、A国の在日領事館が証明すれば特惠関税の適用が認められるか。

【回答】認められない。

【理由】特惠原産地証明書の発給機関は、原則として原産地の税関とされているが「税関が原産地証明書を発給することとされていない場合には、原産地証明書の発給につき権限を有するその他の官公署又は商工会議所その他これに準ずる機関で、税関長が適当と認めるもの」が発給したのも有効な特惠原産地証明書として認めることとされている。その場合には、各特惠受益国等の特惠原産地証明書発給機関として、財務省関税局に通報のあった機関であることが必要である。

なお、現在まで在日領事館が発給機関となっている事例はないことから、在日領事館が証明しても特恵関税の適用は受けられない。

【関係法令】 暫定令第 27 条第 4 項

8. 従来と異なる原産地基準符号の証明書

(問) 特恵受益国である A 国産「塩蔵うに」の特恵原産地証明書第 8 欄は、従来「P」表示であったが、塩は日本産品を使用しているとして「W」に変更となった。当該証明書は有効なものと認められるか。

【回答】 認められる。

【理由】 日本産の塩を原材料の一部として使用していることから「W」となったものであり、「うに」が A 国の原産品であれば規則を満たし、特恵適用上の問題はないため、当該原産地証明書は有効と認められる。

【関係法令】 暫定法基本通達 8 の 2-6 (2) 二

9. 特恵原産地証明書に手書きで記入されている場合

(問) 特恵受益国の A 国から魚の油脂を輸入するに当たって、輸出者から手書きの特恵原産地証明書 (FORM A) が送付されてきた。有効な特恵原産地証明書として認められるか。

【回答】 記載内容の正確性及び真正性が確認できれば認められる。

【理由】 特恵原産地証明書の様式は、関税暫定措置法施行規則第 10 条及び別紙様式第 1 に、用紙の質・形式・用語について規定されているが、手書きを認めない旨の規定はされていない。

当該特恵原産地証明書の記載内容の正確性及び真正性が確認できれば、当該特恵原産地証明書は有効なものとして取り扱う。

【関係法令】 様式：暫定規則第 10 条第 1 項、別紙様式第 1

II. 原産地認定基準

【実質的変更基準】

10. 領海内で採捕された水産物の特惠原産地証明書

（問）特惠受益国であるA国籍船舶により、特惠受益国であるB国の領海内で採捕された魚類はA、Bいずれの国の特惠原産地証明書を取得すれば特惠関税の適用が認められるか。

【回答】B国の特惠原産地証明書を提出すれば認められる。

【理由】領海内で採捕されたものについては、用船の有無及び船舶の所属いかにかわらず、当該沿岸国をもって原産地とする物品と認められる。

【関係法令】暫定規則第8条

【参考等】領海は一の国又は地域に含まれる。

11. 公海で採捕された水産物の特惠原産地証明書

（問）乗組員全員が特惠受益国であるA国の国民で構成されているB国籍の船舶が公海で採捕した魚類をC国で積み替え日本へ輸出した。特惠原産地証明書はA国の発給機関により発給されたものであるが、特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】一の国又は地域の船舶により公海で採捕された水産物は、暫定規則第8条第6号により完全生産品とされているが、「一の国又は地域の船舶」とは暫定法基本通達8の2-3(2)により、同イ～ホの要件のすべてに該当する船舶とされており、本事例は当該船舶がA国に登録されていない等この要件を満たしていないため、A国の船舶と認められないことになる。

したがって、A国の発給機関が発給した特惠原産地証明書は有効なものとはいえず特惠関税の適用は受けられない。

【関係法令】暫定規則第8条第6号、暫定法基本通達8の2-3(2)

【参考等】公海で採捕された魚類の原産地は、採捕した船舶の国籍等に注意する必要がある。

12. 項の変更を伴わない加工・製造

（問）釣針をA国から特惠受益国であるB国に輸出し、さびきの仕掛けに加工して輸入する。B国の特惠原産地証明書を提出すれば特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】釣針も、その仕掛けも第95.07項に該当する。第95.07項は暫定規則別表（第9条関係）に掲載されていないため、製品の該当する関税定率法別表の項が当該製品の原料又は材料の該当する同表の項と異なることとなる加工又は製造であれば実質加工品として認められる（暫定規則第9条第1項本文）。

したがって、原材料（釣針）と製品（仕掛け）との間に項の変更がないことから実質的変更基準による特惠関税の適用は受けられない。

【関係法令】暫定規則第9条第1項及び同別表

【参考等】原則として、項の変更がない場合には実質加工品に該当せず、原産品として認められない。

13. 輸入したまぐろから製造した調製品に対する特惠関税の適用

(問) A国産のラウンドの冷凍まぐろ(第03.03項)を、特惠受益国のB国でフィレ(第03.04項)に加工し、更に最終的に魚の調製品(缶詰等、第16.04項)を製造した場合、B国で発給された特惠原産地証明書を提出すれば特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】B国で行われている非原産材料であるA国産の第3類の物品に対する加工は、暫定規則別表(第9条関係)の下欄に掲げる条件を満たさない。

【関係法令】暫定規則第9条第1項及び同別表

【参考等】第16類(2)の暫定規則別表(第9条関係)下欄の条件:第1類、第2類、第3類、第5類又は第16類に該当する物品以外の物品からの製造

14. 非原産国でボイル又は塩もみした「タコ」

(問) 特惠受益国のA国を原産国とする「タコ」について、①特惠受益国のB国でボイルして輸入するが、B国発給の特惠原産地証明書により特惠関税の適用は認められるか。

また、②B国で塩もみして輸入する場合は、A国の特惠原産地証明書により特惠関税の適用は認められるか。

【回答】①②いずれも認められない。

【理由】① B国でボイル加工された第16類に分類される当該「タコ」は、暫定規則別表(第9条関係)下欄の条件を満たさないため。

② B国で行う塩もみは、暫定令第31条第1項第2号又は第3号に掲げる取扱い以外の取扱いであるため。

【関係法令】暫定規則第9条第1項及び同別表、暫定令第31条第1項第2号及び第3号

【参考等】第16類(2)の暫定規則別表(第9条関係)下欄の条件:第1類、第2類、第3類、第5類又は第16類に該当する物品以外の物品からの製造

15. 項の変更があっても原産品としての資格が与えられない加工

(問) 特別特惠受益国であるA国からなめした牛革(第41.04項)を輸入する。原皮(第41.01項)はB国から輸入したものである。A国の原産品として特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】第41.04項は暫定規則別表(第9条関係)下欄の条件によると、第41.01項に該当する物品からの製造は原産品としての資格を与えないこととなっているので、特惠関税の適用は認められない。

【関係法令】暫定規則第9条及び同別表

【参考等】項の変更がある加工であっても原産品と認められない場合もあることに留意する。

16. 非原産品の毛皮を裏張り加工したコート

（問）特惠受益国であるA国においてコート（第43.03項）を縫製し、それにB国から輸入したビーバーの毛皮（第43.02項）を裏張りしたものを、A国から輸入する予定である。特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】対応する暫定規則別表（第9条関係）の下欄に掲げる条件を満たさない。

【関係法令】暫定規則第9条及び同別表

【参考等】第43.03項の暫定規則別表（第9条関係）下欄の条件：第43.02項又は第43.03項に該当する物品以外の物品からの製造

17. 非原産品のニッケルマットを精錬した高純度ニッケル

（問）特惠受益国のA国から輸入するニッケル（第75.02項、純度95%）は、B国で生産したニッケルマット（第75.01項、純度75%）をA国において純度95%に精錬したものであるが、特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】本品は、第75.01項に該当する物品からの製造であり、暫定規則別表（第9条関係）の下欄に掲げる条件を満たさない。

【関係法令】暫定規則第9条及び同別表

【参考等】第75.02項の暫定規則別表（第9条関係）下欄の条件：第75.01項又は第75.02項に該当する物品以外の物品からの製造

18. シート状に切断した銅はく

（問）日本で生産したロール状の銅はく（長尺 第74.10項）を特惠受益国であるA国に輸出し、片面に接着剤を塗布しシート状に切断加工（第74.10項）して輸入する場合、特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】暫定規則別表（第9条関係）の下欄に掲げる条件を満たさない。

【関係法令】暫定規則第9条及び同別表

【参考等】第74.10項の暫定規則別表（第9条関係）下欄の条件：第74.07項から第74.10項までに該当する物品以外の物品からの製造

なお、自国関与制度を利用し、ANNEXを取得した場合には、特惠関税の適用が受けられる。

19. 加工賃が含まれている製品の非原産品割合

（問）使用した非原産品の価格割合により加工基準が定められている場合、非原産品割合を算出する際の製品価格には加工賃を加算して算出することとなるか。

【回答】暫定規則別表（第9条関係）中の「備考」によれば、非原産品割合とは、「原料又は材料として使用された非原産品の価格（特惠受益国に輸入される際の課税価格）が生産された物品の価格（特惠受

益国から輸出される際の本船甲板渡し価格)のうちに占める割合」とされている。したがって、非原産品割合は、加工賃等を加えた製品価格により算出することとなる。

【関係法令】 暫定規則別表（第9条関係）備考

20. 原材料を産出しない国の“P”表示

（問） 特惠受益国のA国から、アルミニウムの線（第76.05項）を輸入したが第8欄の原産地基準が“P”（完全生産品）となっている。A国ではアルミニウムの原料となるボーキサイトは産出しないと聞いているが当該特惠原産地証明書は無効か。

【回答】 無効とはいえない。

【理由】 アルミニウムの原料であるボーキサイトの産出がなくても、缶等のスクラップからアルミニウムの線を製造することも可能であるので、“P”表示であることのみをもって直ちに無効とは言えない。

【関係法令】 暫定規則第8条第8号、第9号及び第10号

21. 輸入したゴムを塗布した綿製テントの実質的変更基準

（問） 特惠受益国のA国において、繊維から製造した綿製テントに、B国から輸入した液状ゴム（第40.01項）を防水・補強用として塗布した製品（第63.06項）を日本に輸入する。特惠原産地証明書が発給され第8欄が“W”となっているが、このような場合、特惠関税の適用は認められるか。

【回答】 認められる。

【理由】 暫定規則別表（第9条関係）備考5の規定から、関税定率法別表第61類から第63類までに該当する物品が原産品であるか否かを決定するに当たり、物品の生産に使用された原料又は材料であって同表第50類から第63類までに該当しないものについては、繊維を含むか否かを問わず、考慮しない。

【関係法令】 暫定規則第9条及び同別表

【参考等】 第63類（第63.08項及び第63.09項の物品を除く）の暫定規則別表（第9条関係）下欄の条件：化学品、第47.01項から第47.06項まで若しくは第50.01項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
ただし、備考1の規定から、第28類から第39類までの紡織用繊維の製造の用に供するものである「化学品」については規則別表下欄の条件を満たす必要があるが、当該テントに塗布する液状ゴム（第40.01項）については化学品に該当しない。

22. 「ろうけつ染めした綿織物」に係る証明

（問） A社は特惠受益国のB国からろうけつ染めした綿織物（第52.08項）（生機から製造し、手工業によりろうけつ染めしたもの）を輸入することになったが、特惠関税の適用を受けるためにはどのような証明書の提出が必要か。

【回答】 生機から製造し、ろうけつ染めした綿織物については、手工業によりろうけつ染めしたもののみ特惠関税の適用が可能である。

このため、特惠関税の適用に当たっては、特惠原産地証明書と共に、原産国の政府又はその代行機関により証明されていることを証する書類（税関様式P-8240）を、輸入申告等の際に税関に提出する

必要がある。

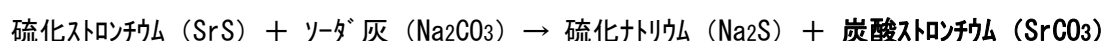
【関係法令】 暫定法基本通達 8 の 2-1 (1) へ (ろうけつ染めした綿織物に関する確認)

【参考等】 少額貨物で、特惠原産地証明書の提出が必要ない場合でも当該証明書は必要。

第 5 2. 0 8 項 (1) ろうけつ染めしたものの暫定規則別表 (第 9 条関係) 下欄の条件 : 生機からの製造

2 3. 化学的変換を経て生成される物品に係る実質的変更基準

(問) 特惠受益国の A 国から、同国原産の硫化ストロンチウム (第 2 8 3 0. 9 0 号) に B 国原産のソーダ灰 (第 2 8 3 6. 2 0 号) を加え化学反応によって製造 (分離・抽出) した炭酸ストロンチウム (第 2 8 3 6. 9 2 号) を輸入する。当該物品について、特惠関税の適用は認められるか。



【回答】 認められない。

【理由】 ソーダ灰は、触媒 (助剤) として使用される場合には、産品に残存しないことから、その原産地を考慮しないことが適切と解される。

しかしながら、輸入貨物である炭酸ストロンチウムは、硫化ストロンチウムとソーダ灰の化学的変換を経て生成されることから、当該ソーダ灰は触媒 (助剤) ではなく、暫定規則第 9 条に規定する原料又は材料である。当該炭酸ストロンチウムの該当する関税率表の項と非原産国の原材料であるソーダ灰の該当する同表の項が同一であることから、その製造は、同規則第 9 条に規定する「実質的な変更を加える加工又は製造」には該当しない。

【関係法令】 暫定規則第 9 条

【参考等】 実質的変更基準の要件が暫定規則別表に記載されていない物品については、同規則第 9 条第 1 項本文にあるとおり、原料又は材料の該当する項と異なることとなる加工・製造が行われていなければならない。すべての「非原産材料」について、その基準を満たす必要がある。

2 4. 中古衣類 (ジーンズ) に対する特惠関税の適用

(問) A 国で製造された新品の男性用ジーンズ (第 6 2. 0 3 項) を特惠受益国の B 国へ輸出し、B 国にて使用され中古衣類となったもの (第 6 3. 0 9 項) を日本に輸入する。当該品について、特惠関税の適用は認められるか。

なお、本品は「原産地が明らかであると認めた物品」に該当することから特惠原産地証明書の提出は省略される。

【回答】 認められない。

【理由】 第 6 3 0 9. 0 0 号に分類される物品は、暫定規則別表 (第 9 条関係) に掲げられていないことから、使用原料と加工後の製品との間に項の変更があれば、製品の製造された国の原産品と認められる。

本件の場合、ジーンズをはく (使用する) ことにより項の変更は生じているが、「使用」は加工及び製造のどちらにも該当しない。したがって、B 国原産品と認められず特惠関税の適用を受けることができない。

なお、「原産地が明らかであると認めた物品」であっても実質的変更基準を考慮する。

【関係法令】 暫定規則第 9 条及び同別表

25. 非原産国産品が少量である場合

(問) 特惠受益国のA国において、A国産の酵素(第35.07項 重量割合92%)とB国産の酵素(第35.07項 重量割合8%)を使用し、化学構造の異なる酵素(第35.07項)を製造した。当該加工については、実質的変更基準(項の変更)は満たさないが、使用したB国産の酵素の量は、A国産の酵素の量と比べて少量である。この場合、特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】製品の分類される第35.07項は暫定規則別表(第9条関係)に記載がないので、原産品としての資格を与えるためには、非原産材料と生産された物品との間に項の変更が生じていなければならない。本件において、B国産の酵素はA国産の酵素より少量であるが、製品の項(第35.07項)と非原産材料の項との間に項の変更が生じていないことから特惠関税の適用は受けられない。

【関係法令】暫定規則第9条

26. 繊維製品に係る実質的変更基準

(問) A国で身ごろ、袖に編み上げたものを特惠受益国のB国でリンクしてニットの衣類を生産する。特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】輸入した編物(第60類)を使用して製造した場合には別表第61類の規則を満たすが、輸入した衣類の部分品(第61類)を使用して製造した場合にはこの規則を満たさない。

【関係法令】暫定規則第9条、同別表及び同表備考一(二)

【参考等】第61類の暫定規則別表(第9条関係)下欄の条件: 紡織用繊維の織物類又は編物からの製造

備考一(二): 「織物類又は編物」とは、関税定率法別表第50類から第56類まで及び第58類から第60類までに該当する織物、フェルト、不織布、メリヤス編物、クロセ編物又はレースをいう。

27. 第19.05項に係る実質的変更基準

(問) ウエハー(第1905.32号)を特惠受益国のA国で生産する。使用する小麦粉は、輸入した小麦をA国国内で製粉して製造する。特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められる。

【理由】輸入した小麦粉(第11類)を材料として使用した場合は、別表第19.05項(2)の規則を満たさないが、国内で製粉した小麦粉(国内で第10類の物品から製造した第11類の物品)を材料として使用した場合は、この規則を満たす。

【関係法令】暫定規則第9条及び同別表

【参考等】第19.05項(2)の暫定規則別表(第9条関係)下欄の条件: 第11類(別表第19.05項の(2)に掲げる物品の原産地において第7類、第8類又は第10類に該当する物品から製造したものを除く。)又は第19類に該当する物品以外の物品からの製造

【自国関与】

28. 日本から輸出した物品を原材料とした製品の自国関与手続

（問） 特恵受益国等において、日本から輸出された物品をその原料又は材料の全部又は一部として物品が生産された場合の特恵関税の適用に際しては、必ず自国関与の手続が必要か。

【回答】 原産地の認定に当たっては、日本から輸出された原材料を当該特恵受益国等の原産品とみなさなければ、特恵受益国等の原産品と認められない場合にのみ自国関与の手続をすればよい。つまり、日本から輸出した原材料を非原産品として取り扱ったとしても当該特恵受益国等の原産品と認められる加工が行われている場合には、自国関与の手続きを行う必要はない。

【関係法令】 暫定規則第9条及び同別表、暫定令第26条第2項及び同別表第2

29. ビーズ玉を輸出し、糸通しした後輸入する場合

（問） 日本からビーズ玉（第70.18項）を特恵受益国等へ輸出し、これに糸通しした後、輸入した。ANNEXを取得し自国関与扱いの手続をしているが、特恵関税の適用は認められるか。

【回答】 認められる。

【理由】 暫定令第26条第2項によると、特定の製品（暫定令別表第2）の原材料にする場合を除き、日本から輸出された原材料は当該特恵受益国等の原産品とみなすこととされている。

したがって、自国関与手続を行う場合、当該原材料については実質的変更基準を考慮する必要はないことから特恵受益国等で行われた行為が項の変更を伴う加工である必要はない。

【関係法令】 暫定令第26条第2項及び同別表第2、暫定規則第9条及び同別表

【参考等】 自国関与の手続きを行う場合は日本から輸出した物品を原料又は材料とする特恵受益国等の証明書（ANNEX）を取得し、輸入申告の際に特恵原産地証明書と共に提出する必要がある。

30. 積戻し品における自国関与扱い

（問） 外国産アルミ塊（第76.01項）を日本の保税工場でアルミ板（第76.06項）に加工し、これを特恵受益国であるA国に向け積戻し、アルミ箔（第76.07項）に再加工させ輸入する。暫定規則別表（第9条関係）によると第76.06項からの製造は原産品としての資格を与える製造とはならないが、自国関与の手続をとれば特恵関税の適用は受けられるか。

【回答】 認められない。

【理由】 暫定令第26条第2項は「日本から輸出された物品」を「当該国の原産品とみなす」規定であり、積戻しはこの規定に該当しない。したがって、自国関与扱いによる特恵関税の適用は受けられない。

3 1. 日本から板ガラスを輸出し、合わせガラスとして輸入する場合

(問) 裁断した正方形の板ガラス(第70.04項)を日本から輸出し、特惠受益国等で合わせガラス(第70.07項)に加工して輸入したい。特惠関税の適用は認められるか。

【回答】 自国関与扱いの手続きを行うことにより認められる。

【理由】 板ガラス(第70.04項)から合わせガラス(第70.07項)への加工は、項の変更を伴う加工ではあるが、暫定規則別表(第9条関係)の下欄に掲げる条件に「第70.03項から第70.07項までに該当する物品以外の物品からの製造」と規定されている。したがって、実質的変更基準の適用による特惠関税の適用は受けられないが、合わせガラス(第70.07項)は自国関与例外品目ではないことから、自国関与基準の適用による特惠関税の適用は受けられる。

【関係法令】 暫定規則第9条及び同別表、暫定令第26条第2項及び同別表第2

【参考等】 自国関与扱いの場合は特惠原産地証明書(FORM A)とANNEXの提出が必要。

3 2. 自国関与例外品目で、実質的変更基準を満たしている場合

(問) 日本からリボン(第58.06項)及び生地(第60.02項)を特惠受益国のA国へ輸出して、A国において帽子(第6505.00号の2)を製造し、これを輸入する。特惠関税の適用は認められるか。なお、第6505.00号の2は自国関与例外品目である。

【回答】 認められる。

【理由】 第6505.00号の2に分類される当該物品は暫定規則別表(第9条関係)に掲げられていないことから使用原料(リボン、生地)と製品との間に項の変更があれば、製品の製造された国の原産品と認められる。したがって、自国関与例外品目の場合、実質的変更基準を満たすことにより、特惠関税の適用は受けられる。

【関係法令】 暫定規則第9条、暫定令第26条第2項及び同別表第2

【参考等】 自国関与例外物品の場合実質的変更基準を満たすことにより、原産品と認められる。

3 3. 自国関与品の簡単な作業

(問) 日本から輸出した物品を特惠受益国のA国において箱詰め及びラベル貼りをを行い、日本に輸入する。この場合、A国での箱詰め及びラベル貼り作業は、暫定規則第9条ただし書きに該当するか。

【回答】 自国関与の規定を用いる場合は該当しない。

【理由】 暫定規則第9条に該当する場合は、非原産国の物品を原料の全部又は一部として使用する場合である。自国関与の規定の適用により、日本から輸出した物品は、A国の完全生産品とみなされることから、A国での作業(生産)内容は問われない。

【関係法令】 暫定規則第9条、暫定令第26条第2項及び同別表第2

34. 保税工場で染色、裁断加工後、積み戻した貨物を原材料とした場合

(問) 日本において特惠受益国であるA国産の原反を保税工場に移し入れ、染色、裁断加工し、A国へ積み戻した。当該積み戻した貨物を用いて製造したスカーフについて、A国の完全生産品であるとする特惠原産地証明書(第8欄が“P”)が提出された。特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】当該スカーフ(第62.14項)は、A国産の原反を使用しているが、日本において染色、裁断加工を行ったことにより特惠上のA国原産品としての資格は喪失する。

当該材料を使用したスカーフの生産は対応する暫定規則別表(第9条関係)の下欄に掲げる条件を満たさず、かつ積み戻しは自国関与扱いに該当しないため特惠関税の適用は認められない。

【関係法令】暫定令第31条第1項第2号、暫定規則第9条及び同別表、暫定令第26条第2項及び同別表第2

【参考等】第62.14項の暫定規則別表(第9条関係)の下欄に掲げる条件: 化学品、第47.01項から第47.06項まで若しくは第50.01項に該当する物品、紡織用天然繊維(生糸を除く。)、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造

35. 製造者を変更した製品

(問) 特惠受益国であるA国のB社に日本から原料を無償で送付したが、B社は倒産するおそれがあることが判明したため、A国のC社に原料を移送させ、同社で製造した製品を輸入する。このような場合でも自国関与の手続きをとれば特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められる。

【理由】特惠受益国(加工国)の国内での販売等は問わないと解釈される。

【関係法令】暫定令第26条第2項及び同別表第2

【参考等】暫定令第26条第2項柱書き: 一の国又は地域において、本邦から輸出された物品をその原料又は材料の全部又は一部として別表第2に掲げる物品以外の物品が生産された場合における前項の規定の適用については、次に定めるところによる。

36. 輸入後、再輸出した貨物を原材料とした製品

(問) 日本に一度輸入した貨物を特惠受益国等に原材料として輸出した場合、製品を再度輸入するときに自国関与の対象となるか。

【回答】自国関与扱いの対象となる。

【理由】日本で輸入許可を受けた貨物を原材料として輸出する場合は、自国関与の対象となる。

ただし、自国関与例外品目及び積み戻し貨物については認められない。

【関係法令】暫定令第26条第2項及び同別表第2

37. 第三国に輸出した原材料を使用した製品

(問) 日本からA国に輸出した日本産原材料を一部に使用して特惠受益国のB国で製造した製品を輸入する。この場合、自国関与扱いにより特惠関税の適用は認められるか。
なお、A国は仲介者が所在する国である。

【回答】認められる。

【理由】自国関与扱いによる「日本から輸出された物品」とは、日本から直接特惠受益国に輸出されることを要件としていない。したがって、日本からA国経由でB国に輸出された貨物を使用した場合であっても、B国発給の特惠原産地証明書及びANNEXを取得し、かつ、日本に向けて直接運送(積替証明書等が提出される場合を含む。)されたものであれば、特惠関税の適用は受けられる。なお、A国で何らかの加工をした場合は、この限りではない。

【関係法令】暫定令第26条第2項及び同別表第2

38. 一般特惠税率とEPA税率が併存する場合

(問) 日本原産の材料をベトナムへ輸出し、ベトナムにおいて一般特惠税率とEPA税率が併存する品目を製造し、日本へ輸入する場合、自国関与の手続きを取り、特惠原産地証明書(FORM A)を提出すれば特惠関税の適用は認められるか。また、日本から輸出した第三国産の材料を使用した場合はどうか。

【回答】いずれも認められる。

【理由】EPA税率が一般特惠税率を上回っている品目については、一般特惠税率とEPA税率は併存し、所定の要件を満たせば特惠関税の適用は認められる。

製品が自国関与例外品目でなければ、ベトナム発給の特惠原産地証明書及びANNEXの取得が可能であり、日本から輸出した材料が、第三国産の材料であってもベトナムの完全生産品とみなされ、特惠関税の適用を受けられる。

【関係法令】暫定令第25条第4項の表の3の項、同令第26条第2項及び同別表第2、暫定規則第9条及び同別表

【参考等】なお、一般特惠税率とEPA税率が併存する品目については、下記税関(財務省)HP参照のこと。(当初併存品目であっても、毎年度のEPA税率段階的引下げにより、最終的には特惠関税の適用対象から除外される。)

税関(財務省)HP : http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei.htm

【累積原産地制度】

39. 東南アジア諸国で蔵置・分割等が行われた場合

(問) インドネシア産品をベトナムにおいてストックし、適時必要数量を日本に輸出する貨物について、ベトナム発給の特恵原産地証明書により特恵関税の適用は認められるか。

なお、インドネシア発給の特恵原産地証明書はベトナムにおいて回収されており、添付されてきたのはベトナム発給の特恵原産地証明書のみであった。

【回答】認められない。

【理由】両国はいずれも暫定令第26条第3項にいう「東南アジア諸国」を構成する国であり、アセアン累積原産地制度を利用した際には同一国とみなされるため、蔵置・分割を行ったとしても問題はないが、同項の規定を満たしていることを証明するための累積加工・製造証明書が添付されていないことから特恵関税の適用は受けられない。

【関係法令】暫定令第26条第3項

【参考】アセアン包括協定では、一の締約国（A国）の原産品が、別の締約国（B国）を経てさらに別の締約国（C国）に輸入される場合、B国において、貨物がA国の原産品であることを証明する原産地証明書として「連続する原産地証明書」を新たに発給することができるが、同規定は一般特恵関税制度にはない。

Ⅲ. 運送要件

40. 非原産国で積み替える場合の運送要件

（問）A船会社は、特惠受益国であるP国の原産品を日本へ運送する場合に、日本の港を仕向地として船荷証券を発給している。A船会社では、日本へ直航する船舶がないため、T国で日本に向かう同社の別の船舶に積替えて運送しているが、この船名も同船荷証券に併記されている。このような船荷証券を、特惠関税を適用する際の運送要件を満たしている通し船荷証券（Through B/L）として認められるか。

【回答】認められる。

【理由】上記の場合は単一船会社が全航路に責任を負っており、P国内を荷受地とし、日本国内を荷渡地とする当該船荷証券は、通し船荷証券として取り扱う。

特惠関税の適用については、原則として特惠受益国等から直接に日本に運送されなければならないが、運送上の理由による積替え及び一時蔵置の取扱いがなされたものであっても、その取扱いが非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において、当該非原産国の税関の監督の下に行われ、かつ、当該物品の輸入申告等に際し、当該物品が当該非原産国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置以外の取扱いがされなかったことを証する書類（以下、「運送要件証明書」と呼ぶ）として次に掲げる書類のいずれかを提出した場合には、運送要件を満たしているものとして、特惠関税の適用は受けられる。

1. 当該物品の原産地である特惠受益国等から日本の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し
2. 積替え又は一時蔵置がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書
3. 前記1. 及び2. 以外の書類で税関長が適当と認めるもの

【関係法令】暫定令第31条第3項

【参考等】特惠関税を適用する場合、原則として原産国から日本へ直接運送されることが必要。

41. 運送要件証明書の様式

（問）特惠受益国であるA国からの輸入品はA国から日本へ直行便がないので、B国で積替えをすることになっている。通しB/L（AWB）がないのでB国の税関の証明書を取得するつもりであるが、どのような様式であればよいか。

【回答】運送要件証明書の様式については特に定めはない。したがって、任意の様式に次の事項を記載し、税関等が証明したものであれば、運送要件証明書として取り扱う。

1. 当該物品の記号、番号、品名及び数量
2. 非原産国における当該物品の船舶、航空機又は車両に対する積卸の年月日及び当該船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類
3. 上記2の積卸がされた非原産国における当該物品の取扱いの状況

【関係法令】暫定令第31条第3項及び第5項

4 2. 輸出者が作成した運送要件証明書

(問) 特恵受益国のA国からB国まで陸送し、B国から船積みする貨物について、輸出者が自社で作成した運送要件証明書にB国税関の証明印をもらうことで暫定令第31条第3項にいう運送要件証明書として認められるか。

【回答】認められる。

【理由】運送要件証明書の様式については特に定めはない。したがって、暫定令第31条第5項に定める必要事項が記載されており、かつ、税関の証明印があれば有効なものとして認められる。

【関係法令】暫定令第31条第3項及び第5項

【参考等】非原産国を経由する場合は、運送要件証明書が必要。

4 3. 輸出者が所在する非原産国で積み替えられた場合

(問) A国商社と木材の輸入契約を結んだ。同社の製材工場が特恵受益国のB国にあるため木材（B国原産品）はいったん、B国からA国に運送され本船に積み替える。その際、A国において一時蔵置されるが、特恵関税の適用は認められるか。

【回答】運送要件証明書の提出があれば認められる。

【理由】本事例のように非原産国で一時蔵置する場合は、暫定令第31条第3項に規定する積替え又は一時蔵置の証明書を取得し、輸入申告等の際に、特恵原産地証明書とともに提出すれば、特恵関税の適用は受けられる。

【関係法令】暫定令第31条第3項

4 4. 複合一貫輸送の場合

(問) 特恵受益国であるA国産の家具をA国のB港で積み込み、C国で積み替えられた後、神戸まで運送されてくる。当該貨物のB/Lは、COMBINED TRANSPORT B/Lとなっているが、通しB/Lと認められるか。なお、B/Lの船名と貨物を積載してきた船名とは異なっている。

【回答】認められる。

【理由】COMBINED TRANSPORT B/L（複合船荷証券）は、通しB/Lとして取り扱う。当該貨物の荷受地（B港）から荷渡地（神戸）までをカバーする内容であることが必要。

【関係法令】暫定令第31条第3項

【参考】国際宅配業者から提出されたHAWB（社内帳票）についても、貨物の荷受地からの通しB/Lとして取り扱う。

45. 非原産国に誤送された貨物

(問) 特恵受益国であるA国製の南京錠が、間違ってB国向けのものが日本に送られ、日本向けのものがB国に送られていた。日本で間違いに気づき、B国に送られていたものを直ちに日本に送るよう指示し、B国から当該貨物が到着したが、B国においては輸入されずRESHIPされたものと思われる。当該貨物について特恵関税の適用は認められるか。

【回答】 運送要件証明書の提出があれば認められる。

【理由】 誤って非原産国に輸送されたという特殊事情があり、B国において運送上の積替え以外の取扱いがされなかったことについて税関又はこれに準ずる官公署の証明があれば、特恵関税の適用は受けられる。

46. 非原産国での積替え時に検品を行った場合

(問) 特恵受益国であるA国の原産品を、積替えを行うB国において検品を行った。検品を行ってもA国の産品であることに変更はない。この場合において特恵関税の適用は認められるか。

【回答】 認められない。

【理由】 積替え、一時蔵置以外の取扱いである検品がB国で行われた場合は、運送要件を満たしていないため、特恵関税の適用は受けられない。

【関係法令】 暫定令第31条第1項第2号

47. 非原産国でドラム缶に小分けした場合

(問) 特恵受益国のA国で製造した化学薬品1,000トンタンカーでB国に輸送し、B国で200リットルのドラム缶に小分けした後、日本に輸入する。A国発給の特恵原産地証明書を取得しているが、特恵関税の適用は認められるか。なお、作業は保税地域で行われる。(特恵原産地証明書は1,000トン分で1枚のみ)

【回答】 認められない。

【理由】 非原産国での小分け作業は積替えの範囲を超えているものと判断する。

【関係法令】 暫定令第31条第1項第2号

【参考等】 「運送上の理由による積替え及び一時蔵置」以外の作業が行われた場合には運送要件を満たしているとはみなさない。

48. 非原産国において展覧会に出品した場合

(問) 今般当社では、特惠受益国であるA国でガラス製の花瓶を買い付け、そのまま当該花瓶をB国で開催される展覧会に出品し、展覧会終了後日本へ輸入しようと考えている。この場合に特惠関税の適用は認められるか。

【回答】展覧会に出品する花瓶の展示が、B国の保税地域又はこれに準ずる場所においてB国の税関の監督の下に行われたものでなければ特惠関税の適用は受けられない。B国の税関の監督下で行われたとした場合、日本での輸入申告等に当たっては、A国からは特惠原産地証明書（輸送の手段、経路欄へ出展のうえ日本へ輸出する旨記載されたもの）と、B国の税関等からは暫定令第31条第5項に掲げる事項を記載した証明書の発給を受けて提出する必要がある。この場合であっても、A国からB国への輸出者とB国から日本への輸出者は同一の者でなければならない。

【関係法令】暫定令第31条

【参考等】非原産国における展覧会出品後輸入する場合でも、当該非原産国から本邦までの輸送に関して運送要件を満たしているか否かについて確認する必要がある。

49. 少額貨物の運送要件

(問) 少額貨物の運送要件がB/Lやインボイス等で確認できない場合どうしたらよいか。

【回答】暫定令第31条第3項のただし書きにあるとおり、課税価格の総額が20万円以下の物品については通しB/Lや積替え証明などの書類の提出は必要ないが、運送要件を満たす必要はあるので、疑義があれば輸入者等に確認を行うこととなる。

【関係法令】暫定令第31条第3項ただし書き

IV. 仲介貿易

50. 非原産国に居住する仲介者が輸出者となっている場合

(問) 特恵受益国であるA国製羽毛ふとんの輸入を計画しているが、取引条件面においては、A国から直接取引を行うよりもB国のC社を介して輸入する方が有利であることがわかった。

このため、貨物をB国経由で日本に運送することとなるが、A国の特恵原産地証明書を手続きすることは可能である。この場合、特恵関税の適用は認められるか。

【回答】取引関係が明らかにされ、運送要件証明書が提出されれば認められる。

【理由】本事例のような仲介貿易の場合、特恵原産地証明書第1欄（荷送人）、第2欄（荷受人）、第10欄（仕入書の番号等）の各欄の記載事項が、輸入申告等に際して提出されたC社のインボイスと合致しないおそれが生じることとなるので、その確認のために同証明書に記載されたインボイス（例えばメーカーズインボイス）、信用状の写し等、これらの関連を証する何らかの書面の提出が必要となる。これらの書面は輸出者、輸入者、仲介者の関連性を確認する為のものであり、取引上都合の悪い箇所（例えば価格等）は抹消して提出することも可能である。

運送に関しては、A国からの通しB/L、又はB国の税関若しくは権限を有する官公署が、B国において運送上の理由による積替え又は一時蔵置以外の措置が行われなかったことを証した書類（特恵原産国であるA国の原産品としての資格を保持していると認定するうえで必要）を取得して、輸入申告等の際、税関に提出すれば、特恵関税の適用を受けることが可能である。

【関係法令】暫定令第31条第1項

51. 輸入者欄に外国の法人名が記載されている特恵原産地証明書

(問) 特恵受益国のA国から衣類を輸入するが、B国所在の会社が介在するため、特恵原産地証明書第2欄には当該B国所在の会社名、第12欄には日本と記載されている。有効な特恵原産地証明書と認められるか。

【回答】次の全ての要件が満たされる場合は、有効なものとして認められる。なお、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）にも認められる。

1. 輸入貨物と特恵原産地証明書記載品名が同一であること
2. 輸出者、介在者、輸入者の関連性が証明できること

52. 輸出者名が相違する特恵原産地証明書

(問) 特恵原産地証明書の第1欄は仕入書と同一輸出者名であるが、第12欄は製造者名が記載されている。有効な特恵原産地証明書と認められるか。

【回答】認められる。

【理由】仲介貿易の場合は、輸出者に代わり製造者が発給申請することも考えられる。特恵原産地証明書が正規に発給されたものであり、契約書、メーカーズインボイス等の取引関係書類により両者の関連性が確認できれば、特恵原産地証明書は有効なものとして認められる。

53. 第三国インボイスの番号、輸出者名が記載されている特惠原産地証明書

(問) 第三国インボイスを使用し、特惠原産地証明書第10欄(仕入書の番号及日付)には、当該第三国インボイスの番号を記載し、また、同第1欄「輸出者欄」は、「メーカー名 0/B 通関インボイス輸出者名」が記載されている。「0/B (on behalf of)」の記載をもって、有効な原産地証明書と認められるか。

【回答】認められる。

【理由】メーカーズインボイス等、取引関係書類により関連性が確認できれば、特惠原産地証明書は有効なものとして認められる。

V. 特恵原産地証明書の発給日

54. 「輸出の際」

【問】特恵原産地証明書はその証明に係る物品の輸出の際に、当該物品の輸出者の申告に基づき原産地の税関等が発給したものでなければならない（暫定令第27条）とされているが、この場合の「輸出の際」の意義はどのように解するのか。

【回答】「輸出」とは、特恵受益国等から日本に向けて貨物を送り出すことと解されることから、「輸出の際」とは、特恵原産地証明書に係る貨物の一連の輸出手続きが行われている時点を目指すものと解される。

しかし、通常の輸出手続きに要すると認められる期間内（輸出後10日程度の遅れ）に発給されたものは「輸出の際」に発給されたものと取り扱う。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-5（2）

【参考等】特恵原産地証明書第11欄を確認すること。

55. 特恵原産地証明書を紛失した場合のコピー

【問】契約の際、特恵原産地証明書を要求していたが、貨物が到着しても特恵原産地証明書が送付されてこない。輸出者は既に送付済みで、郵送中に紛失したと思われる。手持ちのコピーでの受理を認めてもらえないか。

【回答】認められないことから、特恵原産地証明書の再発給を要求すること。

【理由】コピーを有効な証明書として取り扱うことはできない。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-6（1）ホ

【参考等】紛失等の理由により再発給された特恵原産地証明書第4欄には、“DUPLICATE”等の記載がされることになっている。

56. 新たに特恵受益国等に指定された場合

【問】新たに特恵受益国等に指定された場合、当該受益国となった国からの特恵原産地証明書の取り扱いについて伺いたい。

【回答】特恵受益国等が追加指定された場合で、指定後6か月以内において、当該特恵受益国等の特恵原産地証明書の発給体制が整備される以前に輸出せざるを得ない事情があるものについては、「災害その他やむを得ない理由」に該当するものとして取り扱う。

なお、指定日以前に我が国の保税地域に蔵置されている貨物については、特恵関税の適用は受けられない。

【関係法令】暫定令第27条第4項及び同令第28条、暫定法基本通達8の2-5（1）ロ及び8の2-7（2）

57. 一契約の貨物について、特惠原産地証明書を一括申請したが、貨物は分割して船積みされる場合

(問) 特惠受益国のA国から手袋を輸入しているが、現地の生産の都合で、10万組を4回に分け船積みすることになった。特惠原産地証明書は初回船積みの際に、一括申請したため、1件の証明書で分割使用したいが、有効なものとして認められるか。

【回答】認められない。

【理由】 特惠原産地証明書の発給はそれぞれの貨物の輸出の際に発給されなければならない。

したがって、船積みごとに特惠原産地証明書を取得する必要があることから、1回分の船積み貨物にしか有効とは認められない。

【関係法令】 暫定令第27条第4項

【参考等】 特惠原産地証明書は、輸出貨物につき、それぞれ輸出の際に発給されたものでなければならない。

【事後発給】

58. 特惠受益国の事情により特惠原産地証明書が事後発給となる場合

(問) 特惠原産地証明書の発給日が4月1日で、B/Lの船積年月日が3月16日となっている。特惠受益国であるA国ではB/Lを添付しないと特惠原産地証明書を発給してくれないので、事後発給とならざるを得ない。有効なものとして認められるのか。

【回答】認められる。

【理由】 特惠原産地証明書の発給の際にB/Lを添付しなければ受理されず、その結果、必然的に事後発給となる場合には、暫定法基本通達8の2-5に定める「輸入者の責任によらない事情がある」と考えられる。したがって、輸入者が契約時に特惠原産地証明書を要求している場合等で、発給体制等特惠受益国の事情により、必然的に事後発給となることが確認できれば、有効な特惠原産地証明書として認められる。

【関係法令】 暫定法基本通達8の2-5

【参考等】 B/Lは必ず確認。

59. 貨物の到着後に特惠原産地証明書を要求した場合

(問) 特惠受益国のA国から到着した合板用単板(第4408.31号)の一部分を基本税率で引き取り、残りは来年度になってから輸入申告し、特惠関税の適用を受けたい。残りの分について、今から現地に特惠原産地証明書を要求し発給を受けた場合、特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】 特惠原産地証明書は、当該証明に係る物品の輸出の際に発給されたものでなければ特惠関税の適用は受けられない。本件については、契約の当初から一般特惠用の原産地証明書を求めてはいないことから特惠税率の適用は認められない。

【関係法令】 暫定令第27条、暫定法基本通達8の2-5(1)

60. 通常の輸出手続に要すると認められる期間を過ぎて発給された特惠原産地証明書

【問】 特惠原産地証明書の発給日が4月20日で、B/Lの船積年月日、インボイスの年月日及び申請年月日が3月20日となっている。申請の日から発給の日まで相当の日数が経過しているが、特惠原産地証明書第4欄（公用欄）に「ISSUED RETROACTIVELY（事後発給）」の旨の記載がある。当該特惠原産地証明書は有効なものとして認められるか。

【回答】 一定の条件を満たすものであれば認められる。

【理由】 原則として、特惠原産地証明書は、事後発給の場合、特惠関税の適用は認められないが、輸入者が契約時に特惠原産地証明書を要求しているにもかかわらず、輸入者の責任によらない事情により事後発給となった場合は、当該証明書は有効と認められる。

【関係法令】 暫定法基本通達8の2-5

61. 貨物到着後に発給された特惠原産地証明書

【問】 特惠受益国のA国から輸入するKey Ringは、10月31日に船積みされ、11月5日に日本に到着している。しかし、特惠原産地証明書は11月17日に事後発給されていた。契約書では特惠原産地証明書を要求しており、事情を確認したところ、輸出者が失念したため申請及び発給が事後になってしまったことが判明した。この場合、特惠関税の適用は認められるか。

【回答】 認められる。

【理由】 暫定法基本通達8の2-5（1）ハ「やむを得ない特別の事由」（輸入者が輸出者に対して、契約の際に特惠原産地証明書の発給を受けるよう要求したが、輸出者がその申請を失念したため、発給が事後となった場合等、輸入者の責任によらない事情がある場合）に該当することから、特惠関税の適用は受けられる。

【関係法令】 暫定法基本通達8の2-5（1）ハ

62. 正当な発給機関への再申請により事後発給となった特惠原産地証明書

【問】 特惠受益国のA国から輸入されるバッテリーのくずは、鉛回収用バッテリーの極板（第78.02項の鉛のくず）で日本に直送されるが、決済はB国の会社を経由する仲介貿易である。仲介するB国の会社がB国の商工会議所に対して発給申請したが、B国では原産地証明書が発給されなかったため、今度はA国の機関に対して発給申請したところ、貨物はすでにA国を出ているにもかかわらず、特惠原産地証明書の発給があった。A国から輸出された日とA国で特惠原産地証明書が発給された日の間には1か月のひらきがある。この場合、特惠関税の適用は認められるか。

【回答】 一定の条件を満たすものであれば認められる。

【理由】 特惠原産地証明書は、「輸出の際に輸出者の申告に基づき発給されたものでなければならない」旨規定されており、原則として事後発給の場合、特惠関税の適用は受けられない。ただし、暫定法基本通達8の2-5（1）ハ（輸入者が輸出者に対して、契約の際に特惠原産地証明書の発給を受けるよう要求したが、輸出者がその申請を失念したため、発給が事後となった場合等、輸入者の責任によらない事情がある場合）に該当するような場合は認められる。

【関係法令】 暫定法基本通達8の2-5（1）ハ

63. 船積み前にレターにより“FORM A”を要求していた場合

(問) 当初、L/Cの条件に「CERTIFICATE OF ORIGIN」の送付を要求した。その後、“FORM A”でなければならないと知った。船積み前にレターにより輸出者に特惠原産地証明書を要求したが、先日送付のあったものは特惠原産地証明書ではなかった。再度、輸出者に特惠原産地証明書の手配をした場合、特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められる。

【理由】当初(L/C開設時)に輸入者からFORM Aが要求されていなければならないが、船積み前にレターにより特惠原産地証明書を要求しているので、特惠原産地証明書を取得のうえレターを添えて輸入申告等の際に提出すれば、特惠関税の適用は受けられる。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-5(1)ハ

64. 船積み日の1か月以上後に発給された特惠原産地証明書

(問) モロッコ船がスペイン領ラスパルマス沖の公海で水産物を採捕し日本へ輸出する場合、ラスパルマスで日本船又は日本向けの船に転載する(モロッコ船内で箱詰め済み)。その際、モロッコから派遣されている検量機関が規定の数量どおり箱詰めされているかチェックし、レポートを作成した後にこれを本国(モロッコ)に送付する(モロッコにいる輸出者あてに、月2~3回の頻度で郵送する)。モロッコでは、当該レポートに基づき特惠原産地証明書を申請するため、特惠原産地証明書の発給日は船積み日より1か月から1か月半ほど遅れるのが避けられない状態である。この場合、特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められる。

【理由】本例のように仕出地と特惠原産地証明書の発給地が遠距離で事後発給となることがやむを得ないと認められる場合には、特惠関税の適用は認められる。

なお、ラスパルマスにおける数量チェックは、単に規定の数量どおり箱詰めされているかのチェックであることから、運送要件は満たしている。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-5(1)ニ

【参考等】概要：船積み(ラスパルマス)→(1週間)→検量レポート作成(ラスパルマス)→(2~3週間)→レポート受信、郵送(モロッコ・アグデイル)(エアメールが週3回あるが郵便局の処理が非常に遅い(3~5日))→通関書類税関提出(発給申請)→(3~10日)→輸出許可(特惠原産地証明書発給)

65. 日本において展示された物品について売買契約が成立し、特惠原産地証明書を要求した場合

(問) 日本の保税展示場に出品されたA国産展示物について、このほど売買契約が成立した。このため、出品者は取り急ぎ特惠原産地証明書を添付して輸入申告をした場合、特惠関税の適用は認められるか。

なお、A国では、無為替輸出した貨物については、送金受領確認後でなければ特惠原産地証明書を発給しないと取扱いとなっている。

【回答】認められる。

【理由】特惠原産地証明書は、原則として、その証明に係る貨物の輸出の際に発給されたものでなければならない。

ただし、やむを得ない特別の事由がある場合であって、輸出後その事由により、相当と認められる期間内に発給されたものであるときは有効な特惠原産地証明書と認められる。

本件は、次の事由から特惠関税の適用は受けられる。

イ. 展示することを目的として、A国から日本向けに直接に運送されたものであること。

ロ. 搬入先が保税展示場であり、展示終了後も引き続き保税地域に置かれ、税関の監督下にあることから、貨物の同一性の確認上支障がないこと。

ハ. 特惠原産地証明書の発給が、送金受領確認前には行われまいという特別な事由があり、事後発給もやむを得ないこと。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-5(1)ニ

【事前発給】

66. 船積みの日より1か月前に発給された特惠原産地証明書

(問) 特惠受益国のA国から家具を輸入するが、特惠原産地証明書は5月10日と船積みの日(6月15日)より1か月以上前になっている。特惠原産地証明書申請以前に保税地域に搬入しており、またその時点で日本向けに輸出されることが特定されていたことは、L/C、メーカーズインボイスで証明できる。有効と認められるか。

【回答】認められる。

【理由】特惠原産地証明書の発給申請の段階で貨物が日本向けに輸出されることが前提とされていれば、発給日から船積み日までの日数は問わない。したがって、特惠原産地証明書の発給時に当該貨物が輸出されると特定できる状態にあったことが確認できれば、有効と認められる。

【関係法令】暫定令第27条第4項

67. 申請日の前日に発給された特惠原産地証明書

(問) 特惠原産地証明書の発給日が申請日の前日となっている。インボイス及びB/Lと特惠原産地証明書の記載内容が一致していることから、発給者が誤って日付を確認せずに押印した、という旨の説明書が提出された。当該特惠原産地証明書は有効と認められるか。

【回答】関係書類等により単純な誤りと認められれば、有効なものとして認められる。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-6(2)

VI. 特恵原産地証明書の提出猶予

68. 特恵原産地証明書が貨物到着後に届く場合の提出猶予

(問) 災害等の理由によらず、特恵原産地証明書よりも貨物が先に到着することがあるが、貨物を直ちに引き取りたい場合どうすれば特恵原産地証明書の提出猶予が認められるのか。

【回答】BP承認を受けることを条件に認められる。

【理由】輸入申告の際に特恵原産地証明書を提出できない場合は、BP承認を受けることを条件として税関長の承認を受けた場合（政令により特恵関税の適用が停止された貨物は除く。）は提出猶予が認められる。（暫定法基本通達8の2-7に定める理由によらない場合）

【関係法令】暫定令第28条、暫定法基本通達8の2-7及び8

【参考等】なお、災害その他やむを得ない理由による場合には、BP承認を要しない。

69. COPYと表示されている特恵原産地証明書の提出猶予

(問) 特恵原産地証明書にCOPYと表示されているものは、有効な証明書として取り扱うことができないといわれたため、輸出者に確認したところ、輸出者が誤ってCOPY表示のある方を送付してきたことが判明した。政令により特恵関税の適用が停止された貨物ではない場合、事後、有効な特恵原産地証明書原本の提出が確約できる場合は提出猶予扱いが認められるのか。

【回答】単に事後の提出を確約するだけでは認められず、BP承認を受けることを条件に認められる。

【理由】契約の際に、輸出者に対し、特恵原産地証明書の発給を受けるよう要求していたが、輸出者が誤ってCOPYを送付してきたと認められる場合は、BP承認を受けることを条件として、特恵原産地証明書の提出猶予扱いが受けられる。

【関係法令】暫定令第27条第4項及び同令第28条、暫定法基本通達8の2-5(1)ハ、8の2-8

【参考等】政令により特恵関税の適用が停止された貨物でなければ提出猶予が可能。

Ⅶ. 特恵原産地証明書の有効期間

70. 貨物を積載した船舶が故障した場合の有効期間

(問) 輸入貨物を積載した本船が洋上で故障してしまい、A国で修理することとなったが、この修理には日時を要し、また急なことで積替え等の目途もたっていない。このため、当該貨物の日本への到着が遅れ、輸入申告の際には特恵原産地証明書の有効期間が経過するおそれがある。この場合、どのような手続きをすればよいか。

【回答】有効期間は1年とされているが、本事例の場合は暫定令第29条ただし書の規定による「やむを得ない理由によりその期間を経過した場合」に該当すると考えられるので、有効期間の延長は認められる。

したがって、適宜の様式による有効期間延長申請書（修理したこと等その理由を明確にしたもの）2通を税関に提出して、承認を受けることとなる。

【関係法令】暫定令第29条、暫定法基本通達8の2-11

71. 貯蔵の都合により、発給後1年を経過した特恵原産地証明書

(問) 特恵受益国であるA国産のワインについて、日本国内の貯蔵タンクが空くのを待って輸入申告しようとしていたところ、特恵原産地証明書の発給から1年が経過し、今般輸入申告することとなった。その間蔵入れ申請等を行っていないが、有効な特恵原産地証明書として認められるか。

【回答】認められない。

【理由】特恵原産地証明書の有効期間は、暫定令第29条で「輸入申告等の日において、その発給の日から1年以上を経過したものであってはならない」と規定されており、1年を経過した特恵原産地証明書は原則として有効なものと認められない。

また、貯蔵タンクの都合により特恵原産地証明書発給後1年を経過したものであり、同令第29条ただし書の「災害、その他やむを得ない理由」によりその期間を経過した場合にも該当しないことから、いずれにせよ有効なものとは認められない。

【関係法令】暫定令第29条

Ⅷ. 少額貨物

72. 暫定令第27条における「課税価格の総額」

(問) 暫定令第27条における「課税価格の総額」の意義は何か。

【回答】課税価格の総額とは、1輸入申告等に係る「特惠関税等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額」をいう。また、「1輸入申告等」とは、1荷受人が1荷送人から一時に輸入する物品に係る輸入申告等をいい、1仕入書による輸入物品を分割して2以上の輸入申告等を行った場合には、1の輸入申告等が行われたものとして処理する。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-4の2(1)

【参考等】ただし、1仕入書による輸入物品を分割した2以上の輸入申告であって、併存する相異なる種類の税率(例えば、特惠税率と関税法基本通達3-2(2)に規定するEPA税率)の適用を各々に求めるものを行った場合には、当該併存する相異なる種類の税率のうちいずれか一つを適用する1の輸入申告等が行われたものとする。

73. インボイス単位の仕分けにより少額となる場合

(問) 1契約1B/Lで3枚のインボイスが送られてきた。しかし、輸入者の都合により、1B/Lをインボイスごとに下記のように仕分けし、それぞれ別々に輸入申告したいが、このような場合、特惠原産地証明書がなくとも特惠関税の適用は認められるか。

- (1) Aインボイス 180,000円 (仕分1) 特惠対象品目
- (2) Bインボイス 146,000円 (仕分2) 特惠対象品目
- (3) Cインボイス 128,000円 (仕分3) 特惠対象品目

【回答】認められない。

【理由】分割により少額貨物になったとしても、仕分前の「課税価格の総額」が20万円を超えることから、特惠原産地証明書がなければ特惠関税の適用は受けられない。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-4の2(1)

74. オーバーカーゴにより20万円超となる貨物

(問) インボイスでは1品目10C/Tで課税価格が19万円強であるが、貨物は1C/Tオーバーカーゴのため、当該品目の課税価格の総額が20万円を超えることとなった。この場合であっても、少額扱いは認められるか。

【回答】認められない。

【理由】オーバーカーゴを理由とする場合であっても、特惠関税の適用対象品目の課税価格の総額が20万円を超えているので少額扱いは認められない。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-4の2(1)

75. 分割により20万円以下となる貨物

(問) 次のインボイスにおいて、20万円を超えない範囲で任意に抽出して、特惠関税の適用は認められるか。例えば(イ)(二)を特惠関税適用、(ロ)(ハ)をMFN税率適用の場合。

(イ) 第42.02項	120,000円	(特惠対象品目)
(ロ) 第62.13項	50,000円	(")
(ハ) 第71.17項	130,000円	(")
(二) 第96.01項	70,000円	(")

【回答】認められない。

【理由】全品目について特惠対象品目であり、かつ総額が20万円を超えているので特惠原産地証明書が提出されなければ、特惠関税の適用は受けられない。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-4の2(1)

【参考等】MFN税率とは実行最恵国税率(基本税率又は暫定税率とWTO協定税率のいずれか低い税率)のことをいう。

76. 基本税率と少額特惠を併用する貨物

(問) 次の場合(イ)及び(ロ)は、特惠対象外品目であり特惠関税の適用は認められない。よって、基本税率を適用するが(ハ)は特惠対象品目であり20万円を超えていないので少額扱いが認められるか。

(イ) 第64.01項	15,000円	(特惠対象外品目)
(ロ) 第64.02項	350,000円	(")
(ハ) 第65.01項	20,000円	(特惠対象品目)

【回答】認められる。

【理由】特惠対象外品目については、「課税価格への総額」への算入の必要はない。よって、特惠関税の適用対象品目の課税価格の総額が20万円以下であることから、当該物品について、少額扱いにより特惠関税の適用は受けられる。

【関係法令】暫定令第27条第1項第2号、暫定法基本通達8の2-4の2(1)

77. 原産地が明らかであると認めた物品と少額貨物

(問) 次の場合において、特惠対象品目としては20万円を超えているが、「原産地が明らかであると認めた物品」を除くと20万円以下となる。この場合、(ロ)について特惠原産地証明書の提出がなくても特惠関税の適用は認められるか。

(イ) 第43.04項	190,000円	(特惠対象品目・明らか物品)
(ロ) 第42.02項	20,000円	(特惠対象品目)

【回答】認められない。

【理由】「原産地が明らかであると認めた物品」も一般特惠税率の適用を受けようとする貨物であり、「課税価格の総額」に算入される。

したがって、(イ)と(ロ)の合計額が20万円を超えるので特惠原産地証明書が提出されなければ、(ロ)について特惠関税の適用は受けられない。

【関係法令】暫定令第27条第1項第1号及び第2号、暫定法基本通達8の2-4の2(1)

【参考等】少額扱いが対象とする「課税価格の総額」は一の輸入申告等又は関税法第76条第3項の規定により、一の通知に係る特惠関税等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額をいう。

78. WTO協定税率と少額特恵税率を併用する貨物

(問) 次の場合、(イ) は、WTO協定税率無税かつ一般特恵税率無税の物品であり、特恵関税を適用せず、WTO協定税率を適用する。(ロ) は一般特恵対象の物品であり20万円を超えていないので少額扱いが認められるか。

(イ) 第73.17項 350,000円

(WTO協定税率：無税、一般特恵税率：無税)

(ロ) 第73.16項 100,000円

(WTO協定税率：3.3%、一般特恵税率：無税)

【回答】 認められる。

【理由】 WTO協定税率無税かつ一般特恵税率無税の物品については、WTO協定税率が適用されることから、「課税価格の総額」への算入の必要はない。(注) よって、特恵関税の適用対象品目の課税価格の総額が20万円以下であることから、当該物品について、少額扱いにより特恵関税の適用は受けられる。

【関係法令】 暫定令第27条第1項、暫定法基本通達8の2-4の2(1)

(注) (イ) については、一般特恵税率の適用がある場合ではないので、定率法基本通達3-1(6)に該当しない。

79. 非原産国において運送上の理由により積み替えられた少額貨物

(問) 非原産国において運送上の理由により積み替えられた少額貨物について、少額扱いを適用する場合、非原産国での積替え等を証明する書類の提出がなくても特恵の適用を認めることができるか。

【回答】 認められる。

【理由】 暫定令第31条第3項ただし書きにより、課税価格の総額が20万円以下の物品については、非原産国における積替証明書等の証明書類の提出は要しない。

なお、輸入関係書類等から、当該貨物について、非原産国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置等以外の取扱いがされたことが明らかな場合には、特恵関税の適用は受けられない。

【関係法令】 暫定令第31条第3項のただし書き

80. 同一輸入者に係る少額扱いによる2件の輸入申告

(問) 同一の輸入者から2件の少額扱いによる輸入申告(同一荷送人からの同種貨物であるがインボイス番号及びB/L番号がそれぞれ異なっている。)があった。この2件の申告は、少額扱いを適用するために意図的に1の輸入申告を分割したものではないが、合算すると特恵関税の適用対象品目の課税価格の総額が20万円を超えることとなる。当該2件の輸入申告について、少額扱いによる特恵関税の適用は認められるか。

【回答】 認められる。

【理由】 課税価格の総額が20万円以下の物品については、暫定令第27条第1項第2号の規定により、特恵関税の適用に際して、特恵原産地証明書の提出を省略することとされている。

また、少額貨物についての認定については、暫定法基本通達8の2-4の2(1)に「1の輸入申告

とは1荷受人が1荷送人から一時に輸入する物品に係る輸入申告等をいい、1仕入書による輸入物品を分割して2以上の輸入申告等を行った場合には1の輸入申告等が行われたものとして処理する」と規定されている。

本事例の2件の輸入申告は、同一の荷送人・荷受人間の取引であり、かつ、同一貨物であるが、インボイス及びB/Lがそれぞれ異なっていることから、1の輸入申告の分割には当たらない。

したがって、本件の2件の輸入申告は、いずれも少額扱いにより特惠関税の適用は受けられる。

【関係法令】 暫定令第27条第1項、暫定法基本通達8の2-4の2(1)

8 1. 自国関与品の少額扱い

(問) 自国関与扱いが適用される少額貨物であっても、少額扱いにより特惠関税の適用を受ける場合、特惠原産地証明書及びANNEXを提出する必要はあるか。

【回答】 必要はない。

【理由】 暫定令第27条第1項の規定により、課税価格の総額が20万円以下の物品については、原産地証明書の提出は要しないとされている。

また、ANNEXは、特惠原産地証明書に添付しなければならないと規定されており(同令第30条第1項)、特惠原産地証明書の提出を要しない場合には、ANNEXの提出も要しないこととなる。

したがって、自国関与基準が適用される少額貨物であっても、少額扱いにより特惠関税の適用を受ける場合には、条件を満たす必要はあるが、特惠原産地証明書及びANNEXの提出は要しない。

【関係法令】 暫定令第27条第1項及び第30条第1項

Ⅸ. 特恵原産地証明書に記載不備

8 2. 特恵原産地証明書が白塗修正液で訂正されている場合

(問) 特恵原産地証明書の発給日が白塗修正液で消した上に記入されており、発給機関の印による訂正がないが、有効と認めてもらえるか。

【回答】認められない。

【理由】特恵原産地証明書記載事項の改ざんは重大な不備にあたるので、修正箇所が発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていない限り有効とは認められない。

【関係法令】暫定法基本通達 8 の 2 - 6 (1) ニ

【参考等】特恵原産地証明書の記載内容について訂正が行われているときは、修正箇所が発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされているか確認すること。

8 3. 貼付用紙への押印が脱落している場合

(問) 特恵原産地証明書の第 5 欄から第 1 0 欄について、訂正したものを貼付しているが、当該貼付用紙に発給機関の印が押印されていない。有効と認めてもらえるか。

【回答】認められない。

【理由】発給機関の印による訂正でないものは、有効とは認められない。

なお、訂正したものが貼付されている場合は、貼付したものの貼替え等のおそれがあることから、原則割印によるものとする。

【関係法令】暫定法基本通達 8 の 2 - 6 (1) ニ

8 4. REFERENCE No. が脱落している場合

(問) 特恵原産地証明書に REFERENCE No. の記載がないが、有効な原産地証明書として認められるか。

【回答】認められない。ただし、発給機関の印が押印され、他に不備がない場合には、首席原産地調査官等に相談。

【関係法令】暫定法基本通達 8 の 2 - 6 (1) ロ

(第 4 欄)

8 5. 添付証明書の番号が記載されていない場合

(問) 自国関与基準を適用している貨物について、特恵原産地証明書第 4 欄に添付証明書 (ANNEX) 番号が記載されていないが、特恵関税の適用は受けられるか。

【回答】添付証明書 (ANNEX) に特恵原産地証明書の番号が正しく記載されており、添付証明書 (ANNEX) 番号の記載の単純な脱落と認められる場合は、特恵関税の適用は受けられる。

(第7欄)

86. 記載品名に不備がある場合

(問) 特惠受益国のA国から日よけ(合成繊維製のもの)とテント(合成繊維製のもの)を輸入したい。入手した特惠原産地証明書の品名はテントのみであるが、税番はどちらも第63.06項である。日よけについて特惠関税の適用は認められるか。

【回答】記載品名以外の他の欄が正しく記載されており、取引関係書類にて輸入貨物との同一性が確認できる場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。)は、有効なものとして取り扱う。

【参考】特惠原産地証明書に日よけを含む梱包数や数量が記載されており、明らかな記載漏れであることが明白である場合は、申告貨物との同一性が確認できるので有効なものとして取り扱う。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-6(2)ハ

(第8欄)

87. 原産地基準表示が“Y”の場合

(問) 原産地基準表示が第8欄に“Y60%”となっているが認められるか。

【回答】原則無効。ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。)は有効として取り扱う。

【理由】第8欄の記入方法は、

- ① 規則第8条各号に掲げる完全生産品に該当する場合:「P」を記入
- ② 規則第9条に掲げる条件を満たす場合:「W+HS4桁」を記入となっている。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-6(2)ニ

【参考等】輸出国に返送して訂正する場合は、事後発給の特惠原産地証明書となるため、輸入者は当初の特惠原産地証明書の(写)を保管して置くなど、必要な措置をとること。(暫定法基本通達8の2-5)

88. 原産地基準表示が“W”のみでHS番号が記載されていない場合

(問) 原産地基準表示が第8欄に“W”のみであるが認められるか。

【回答】原則無効。ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。)は有効として取り扱う。

【理由】暫定規則第9条に該当する場合、第8欄は“W”と記載し、輸入される物品のHS番号を記載しなければならない。(例W38.24)これらのことにより貨物は原産品として認定されるが、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、有効な特惠原産地証明書として取り扱う。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-6(2)ニ

89. 記載税番と適用税番が相違している場合（その1）

（問）特別特惠受益国であるA国産ジャケット（第61.03項）の輸入に際し、特惠原産地証明書第8欄が「W61.01」と記載されている。この場合、有効なものと認められるか。

【回答】原則無効。ただし、特惠原産地証明書第8欄の記載税番及び輸入申告時の適用税番に属する物品の、いずれもが暫定規則別表中欄に該当する物品であり、かつ同表下欄の「原産品としての資格を与えるための条件」についても同じであるため、特惠原産地証明書は有効なものと認められる。

【理由】記載税番と適用税番が相違している場合は、原則無効とし、輸入者が資料に基づいて原産品であると明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は有効として取り扱う。ただし、特惠原産地証明書に異なる税番が記載されたことについて理由を聴取のうえ、以下に該当する場合には当該特惠原産地証明書は有効と認められる。

1. 相違がHSのバージョンの違いに起因する場合
- 2.

- (イ) 記載税番に属する物品と適用税番に属する物品のいずれもが、規則別表の中欄に掲げられており、かつ、同表の下欄に同一の条件が規定されている場合。ただし、当該条件が非原産品割合により規定されている場合には、当該輸入物品の原材料のうち当該輸入物品を生産した国又は地域以外の国又は地域（当該輸入物品が累積原産品である場合には、令第26条第3項に規定する東南アジア諸国を除く。）において生産されたものの属する税番（2以上の税番にわたる場合を含む。）が、当該輸入物品の適用税番及び記載税番のいずれとも異なる場合に限る。
- (ロ) 当該輸入物品の通常の製造方法から推定される当該輸入物品の原材料の税番が、当該輸入物品の適用税番及び記載税番のいずれとも異なり、かつ、当該輸入物品の適用税番に属する物品及び記載税番に属する物品のいずれもが規則別表の中欄に掲げる物品に該当しない場合。
- (ハ) 上記(イ)及び(ロ)以外の場合であつて、当該輸入物品に適用されるべき税番の決定に当たつて記載税番としたことに相当の理由*があると認められ、かつ、当該物品の適用税番に属する物品の原産地基準（規則別表の下欄に掲げる加工又は製造に係る条件等をいう。）からみて、当該物品が当該特惠原産地証明書を発給した国の原産品と認められるとき。

* 「相当の理由」の例：

輸入者が輸出者に対して契約の際に適用税番で特惠原産地証明書を取得するよう要求していたが、発給機関の事情で記載税番が異なった場合等

90. 記載税番と適用税番が相違している場合（その2）

（問） 特恵受益国のA国から輸入されるCDラックについて、特恵原産地証明書の記載税番は「W94・03」であるが、当該貨物は備え付けの家具には該当しないことから、第44.20項に分類されるものである。特恵関税の適用は認められるか。

【回答】 原則無効。ただし、適用税番の品目別規則を満たしていることが確認できれば認められる。

【理由】 記載税番である第94.03項と適用税番である第44.20項は、いずれも規則別表の中欄に掲げる物品であるが、同別表の下欄に掲げる製造条件が異なる（いずれの物品も生産された物品と異なる項に属する物品からの製造が条件として掲げられているが、第94.03項の物品には、適用税番である第44.20項の物品を原材料として製造されたものも含まれることとなり、第44.20項の物品の製造条件と同一であるとは言えない。）ことから、問89理由中の2.(イ)には該当しない。なお、記載税番と適用税番が相違していることについて、相当の理由があると認められる場合（例えば、輸入者が輸出者に対して契約の際に適用税番で特恵原産地証明書を取得するよう要求していたが、発給機関の事情で記載税番となった場合等）は、問89理由中の2.(ハ)の規定に基づき取り扱うこととなる。

この場合、製造条件を満たしていることを疎明する資料（例えば、原材料証明書、製造工程表等）が提出され、原産品と認められるときは、当該特恵原産地証明書は有効と認められる。

91. 包装用資材に非原産材料を使用した場合の特恵原産地証明書の原産地基準表示

（問） 輸入貨物自体は特恵受益国の完全生産品であるが、当該貨物の包装用資材（ビニル袋等）に非原産材料が使用されている場合、特恵原産地証明書の第8欄（原産地基準）の表示（「P」又は「Wと税番」）はどのようなになるのか。

【回答】 当該輸入貨物については、非原産国の包装用資材を使用しており、暫定規則第8条に規定する完全生産品には当たらない。

したがって、当該輸入貨物に係る特恵原産地証明書の第8欄の表示は、「Wと税番」となる。

【参考等】 本事例において、第8欄の記載が「P」であったとしても、そのことをもってして当該特恵原産地証明書を無効とするものではないので留意すること。

（第9欄）

92. バラ積み貨物（パルク貨物）の数量が合致しない場合

（問） バラ積み貨物（パーム油）を輸入する。特恵原産地証明書とインボイスの数量は合致しているが、検量の結果、実質数量が2.5%増となった。

このような場合、全量について特恵関税の適用は認められるか。

【回答】 本件数量相違については、商習慣及び貨物の特性により、数量の相違に特段の事情がある場合または輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は、有効と認められる。

93. 数量相違

(問) 粘着テープを輸入する。特惠原産地証明書の記載数量は、「40CTN 12,000BAG」であるが、実際の輸入数量は「54CT・16,200BAGS」である。当初インボイスに基づいて特惠原産地証明書を取得したが、荷主の都合によりインボイスの差し替えがされたため実際の輸入数量が特惠原産地証明書 A 記載数量を超えている。当該増加分についても原産品であることを明らかにすることができる場合には、特惠税率を適用することは可能か。

【回答】本件については、当初インボイスに基づき特惠原産地証明書を取得したものの、実際の船積みの際に、数量を増加し、その数量にあわせてインボイスを差替えたことにより当該貨物が数量相違となったものである。したがって、本件特惠原産地証明書は有効であり、40C/T 12,000BAG についてのみ、特惠税率の適用は認められるが、増加分については、特惠税率の適用は認められない。

(第10欄)

94. インボイスの日付が脱落している場合

(問) 特惠原産地証明書の第10欄にインボイス番号は記載されているが、インボイスの日付は脱落している。有効なものと認められるか。

【回答】日付以外の他の欄が正しく記載されており、輸入貨物との同一性が確認できる場合又は輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は有効として取り扱う。

(第11欄)

95. 署名権者の署名が脱落している場合

(問) 特惠原産地証明書の第11欄に署名権者の署名が脱落しているが、有効なものと認められるか。

【回答】当該特惠原産地証明書の印影及びその他の記載事項に不備がなければ、有効なものと認められる。

96. 発給日が記載されていない場合

(問) 特惠原産地証明書の発給日が記載されていないが有効なものと認められるか。

【回答】認められない。

【関係法令】 暫定令第27条及び同令第29条

X. その他

97. 特恵原産地証明書提出省略物品

(問) 特恵原産地証明書の提出が不要とされた品目(税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品)を輸入する際に、特恵原産地証明書を取得していたので同申告書に添付して申告したが、差し支えないか。

【回答】差し支えない。なお、本取扱いに該当する輸入申告等に際しては、当該証明書を返却することとしている。

98. 自国関与品に係るものが、「原産地が明らかであると認めた物品」の場合

(問) 日本から輸出した資材を材料として特恵受益国で製造したものを輸入する。原産品と認められるためには、自国関与制度を適用する必要があるが、当該物品は原産地が明らかであると認めた物品に該当するので、特恵原産地証明書及び ANNEX の提出は不要か。

【回答】自国関与品に係るものは、原産地が明らかであると認めた物品の取り扱いの対象から除かれているため、特恵原産地証明書の提出は必要。

【関係法令】暫定法基本通達 8 の 2 - 4

99. 代替品に係る特恵原産地証明書

(問) 特恵受益国である A 国から特恵関税の適用を受け輸入したスポーツ用ライフルの一部に不良品があり、A 国のメーカーに返送して修理することとしていたが、修理に時間を要し、納期の問題があることから、代替品を輸入することとなった。この場合、新たな特恵原産地証明書を取得しなくても特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】代替品が A 国から輸出される際に改めて発給された特恵原産地証明書が必要となる。

【関係法令】暫定令第 27 条第 4 項

100. クレーム品に係る特恵原産地証明書

(問) 繊維製品を輸入し、保税地域において検品したところ、色違いであったためクレームの対象となり、これを返送して染色をやり直させることとなった。これらの物品が改めて到着し輸入申告を行う場合、現在手元に到着している特恵原産地証明書をそのまま使用することは認められるか。

【回答】認められない。

【理由】当該物品は、染色をやり直した後、改めて当該特恵受益国から輸出されることになるので、その際に発給された特恵原産地証明書でなければ有効なものとは認められない。

したがって、現在手元にある特恵原産地証明書は使用できない。

【関係法令】暫定令第 27 条第 4 項

101. 契約数量の不足分が別便で送付されてきた場合の特恵原産地証明書

(問) 当初申告の際に、インボイスの数量よりも到着数量が不足していたが、不足分は別便にて後日送られてきた。当初便で到着した貨物の特恵原産地証明書で、後便の不足分についても特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】特恵原産地証明書は輸出の際に、輸出者の申請に基づいて発給されたものでなければ特恵関税の適用は受けられない。

したがって、不足分とはいえ、別便で輸出された貨物に、当初申告に使用した特恵原産地証明書を利用することはできない。

【関係法令】暫定令第27条第4項

102. ショート通関後に到着済が判明した場合

(問) 木製の大型フォークとナイフ(第44.19項)を輸入しようとしたところ、一部がショートシップであった。やむを得ず現在到着済の貨物について特恵原産地証明書を提出して特恵関税の適用を受けた。ところが、ショート分の貨物は保税運送で他の港に誤送されていた。特恵原産地証明書はすでに提出済であり、このショート分の貨物の輸入申告時に添付できないが、特恵関税の適用は認められるか。

【回答】誤送された貨物が同一インボイスの貨物であることが確認できれば認められる。

【理由】ショート分の貨物が前に通関した貨物と同一インボイスによるものであり、本来ならば同時に輸入されるべきものであることが確認できれば、特恵関税の適用は認められる。この場合、税関は輸入者の申請を受けて特恵原産地証明書のオーソライズド・コピーを発行し、輸入者は輸入申告に当該コピーを添付しておくこと。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-10

103. 輸入申告(IC)と蔵入承認(IS)の同時申告

(問) 1通の特恵原産地証明書記載貨物の一部について特恵関税の適用を受けて輸入申告し、残りは蔵入れしたい。輸入申告と蔵入承認を同時に行いたいが、蔵入貨物についても特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められる。

【理由】特恵原産地証明書記載貨物に蔵入貨物も含まれていれば、特恵関税の適用は受けられる。この場合の申告等は1通の特恵原産地証明書に記載された貨物を分割して行うこととなるので、当該特恵原産地証明書は暫定法基本通達8の2-10に準じて取り扱うこととなる。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-10

104. 保税転売貨物に係る特惠関税の適用

(問) 1B/Lでコンテナ2本の貨物を輸入するが、その内の1本を保税転売して転売先の会社名で申告したい。特惠原産地証明書は1部しかないが、特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められる。

【理由】輸出される際に当該貨物に対して発給されているので、特惠原産地証明書は有効であり、通常の特恵原産地証明書分割の手続きにより、どちらの申告とも特惠関税の適用は受けられる。

また、保税転売に係る書類を提出し確認することを要する。

【関係法令】暫定令第27条、暫定法基本通達8の2-10

105. 事後確認(その1)

(問) 税関の原産地調査官から「原産品であることの確認に係る質問書」が送付されてきたが、これは何か。

【回答】原産地担当部門において、経済連携協定又は一般特惠関税制度に基づき特惠税率を適用して輸入申告された貨物について、各経済連携協定及び関税関係法令の規定に基づき、輸入通関後に申告貨物の原産性に係る確認(「事後確認」)を実施している。当該質問書は、事後確認のため、税関から輸入者に送付したものであり、内容を確認の上、回答書等所定のものを郵送等にて返送願いたい。

また、上記事後確認とは別に、各税関輸入事後調査担当部門においては、特惠税率の適用を含めた輸入貨物に係る納税申告全般に係る事後的な確認(実地調査)を実施している。

【関係法令】暫定法第8条の4第1項

106. 事後確認(その2)

(問) 輸入貨物が原産地規則を満たす原産品であるかどうかを確認するための資料が輸入者の手元にない場合には、特惠税率の適用は否認されるのか。

【回答】輸入者の手元に資料がない場合、直ちに特惠税率の適用が否認されることはない。輸出者等に依頼し、貨物の原産性に関する情報を入手し、それを元に税関への回答を作成願いたい。なお、企業秘密等の理由により輸出者から情報が得られないような特別な事情がある場合には、質問書記載の連絡先まで相談願いたい。その場合には、税関から輸出者等に対して事後確認を実施することがある。

【関係法令】暫定措置法第8条の4第1項、第5項

107. 事後確認(その3)

(問) 当社は、輸入申告時に特惠原産地証明書を提出しており、貨物の原産性を既に証明していると考えるが、如何か。

【回答】相手国の発給機関において十分に原産性の審査がなされないまま原産性のない貨物に対して特惠原産地証明書が発給される事案や、更には偽造された特惠原産地証明書が税関に提出される事案が発生しており、特惠税率の適正な適用の確保を図っていく観点から、特惠原産地証明書を提出した場合であっても事後確認を実施する場合がある。

【 参 考 】

特恵関係様式

特恵関税等に関する原産地証明書提出猶予申請書

一般特恵制度原産地証明書

原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原料に関する証明書

累積加工・製造証明書

ろうけつ染めした綿織物に関する証明書

説 明 [特恵関税等に関する原産地証明書提出猶予申請書]

〈提出を要する場合〉

やむを得ない理由（震災、風水害等）により輸入申告の際に一般特恵制度原産地証明書（以下「原産地証明書」という。）を提出できないことについて税関長の承認を受けようとする場合に提出する必要があります。（令第28条）。

〈提出先・通数〉

輸入地を管轄する税関長に対し2通（原本、承認用）提出します（基通8の2-9）。

〈様 式〉

税関様式 P第8200号

〈記載上の注意事項〉

原産地証明書を提出できない理由をできるだけ詳しく記載してください。場合によっては提出できない理由を証明する書類が必要とされます。

原産地証明書の発給及び本邦へ送付するために要する妥当な期間を想定して記載します。なお、原則として2か月を超えることはできません（基通8の2-9）。

特恵関税等に関する原産地証明書提出猶予申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住所

氏名（名称及び代表権者の氏名）

（署 名）

印

関税暫定措置法施行令第 28 条に規定する原産地証明書について、同条ただし書

に規定する { 災害その他やむを得ない理由により、 } 下記のとおり、
{ 輸入許可前引取りを条件とすることにより、 }

その提出の猶予をお願いします。

記

原 産 地	
輸 出 者 名	
記号・番号	
品 名	
個数・数量	
申 請 理 由	
提 出 期 限	

- (注) 1. 申請文中 { } 内については、該当しない方を二本線で抹消して下さい。
2. 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。

(規格 A 4)

説 明 [一般特惠制度原産地証明書]

〈提出を要する場合〉

特惠受益国を原産地とする物品を特惠関税で輸入しようとする者は、輸入申告の際に提出する必要があります（令第27条、第28条）。

[適用除外]

次に掲げる物品については、本証明書を提出する必要はありません。

- ①税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品
- ②課税価格の総額が20万円以下の物品（①に掲げる物品に該当するものを除きます。）
- ③特例申告に係る指定貨物である物品（①及び②に掲げる物品に該当するものを除きます。）

〈提出先・通数〉

輸入地を管轄する税関長に対し1通（原本）提出します。

〈様 式〉

税関様式 P第8210号

〈添付書類〉

- ① 輸入物品が自国関与扱いを受ける場合には、一般特惠制度原産地証明書（以下「原産地証明書」といいます。）に記載された物品の製造に使用された日本からの輸入原料に関する証明書（以下「添付書類」といいます。）を原産地証明書に添付する必要があります（令第30条）。
- ② 輸入物品が非原産国を経由して本邦に運送され、非原産国で積替え又は一時蔵置若しくは博覧会等への出品が行われている場合は、次のいずれかの書類を提出する必要があります（令第31条）。
 - (イ) 当該物品の原産地である特惠受益国からの日本の輸入港に至るまでの通し船荷証券
 - (ロ) 積替え又は一時蔵置若しくは博覧会等への出品がなされた非原産国の税関その他権限を有する官公署が発給した証明書
 - (ハ) (イ) 及び (ロ) 以外の書類で税関長が適当と認めるもの
- ③ 累積原産地制度の扱いを受ける場合には、累積加工・製造証明書を添付します。

〈記載上の注意事項〉

- (イ) 原産地証明書にかかる輸入物品の原産国から日本までの輸送手段及び経路について判明している限り記載します。特に、運送上の理由から非原産国で積替え又は一時蔵置が行われている場合は、積替地等及び積替え等が行われている旨を記載します。
- (ロ) 自国関与扱いを受ける場合は、添付書類の番号を記載します。
- (ハ) 累積原産地制度の適用を受ける場合は、累積加工・製造証明書の番号を記載します。
- (ニ) 紛失等の理由により再発給された原産地証明書の場合は、「DUPPLICATE」若しくは「DUPPLICATA」と表示する等再発給されていることを明示します。
- (ホ) 「8. 原産地基準 (Origin Criterion)」欄には、暫定規則第8条及び第9条に基づき次の要領により記載します。

特恵受益国における生産の状態	第8欄の記入方法
1. 暫定規則第8条各号に掲げる完全生産品に該当する場合 2. 暫定規則第9条各号に掲げる条件に該当する場合	「P」と記入する。 (例) “P” 「W」と記入し、かつ、輸入される物品のHS品目番号も記入する。 (例) “W” 9618

発給機関によって押印及び署名がなされ、発給年月日及び発給地が記載されます。

発給機関は、原則として輸出国である受益国の税関とされていますが、商工会議所等税関以外の機関が発給機関となる場合は、税関長が適当と認める機関である必要があります。

発給年月日は、原産地証明書が輸出の際に発給されているかどうか、有効期間（通常1年以内）が経過していないかどうかを判断する意味を持つので、明瞭に記載しなければなりません。

別紙様式第 1

1. 輸出者（氏名、住所及び国名）		番号		<p style="text-align: center;">一般特惠制度 原産地証明書 (申告及び証明兼用) 様式 A</p> <p style="text-align: center;">発給国 _____</p>	
2. 輸入者（氏名、住所及び国名）					
3. 輸送の手段及び経路（判明している限り記入すること。）			4. 公用欄		
5. 項目 番号	6. 包装の記号及 び番号	7. 包装の個数及び種類並びに品名	8. 原産地基準	9. 総重量又は その他の数量	10. 仕入書の 番号及び日付
11. 証明 監督の結果、輸出者による申告は正確であることを証明する。			12. 輸出者の申告 下記の者は、上記の記載内容が正確であり、すべての物品が _____ (国 名) において生産され、かつ、当該物品が下記輸入国における一般特惠制度の原産地基準に合致するものであることを申告する。		
			(輸 入 国)		
作成地、作成年月日、署名及び証明機関印			作成地、作成年月日及び署名権限ある者の署名		

- 備考 1 用紙は、一平方メートル当たりの重量が 25 グラム以上である上質紙（大きさが縦 297 ミリメートル、横 210 ミリメートル（日本工業規格 A 列 4 番）のものに限る。）で証券印刷の方法により緑色の彩紋を施したものとする。
- 2 用語は、英語又はフランス語を使用することができる。

Certificate of Origin

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country)		Reference No GENERALISED SYSTEM OF PREFERENCES CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM A Issued in _____ (country) See Notes overleaf			
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country)		4. For official use			
3. Means of transport and route (as far as known)		(This area is currently blank)			
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and kind of packages; description of goods	8. Origin criterion (See Notes overleaf)	9. Gross weight or other quantity	10. Number and date of invoices
11. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by exporter is correct. ----- Place and date, signature and stamp of certifying authority		12. Declaration by the Exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced In _____ (country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Generalised System of Preferences for goods exported to _____ (importing country) ----- Place and date, signature of authorized signatory			

説 明 [原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原料に関する証明書]

〈提出を要する場合〉

輸入物品が自国関与扱いを受ける場合は一般特惠制度原産地証明書（以下「原産地証明書」といいます。）に添付して提出する必要があります（令第30条、基通8の2-1）。

〈提出先・通数〉

輸入地を管轄する税関長に対し1通（原本）提出します。

〈様 式〉

税関様式 P第8220号

〈記載上の注意事項〉

Ref. No.（例 SM-2998）は、原産地証明書の「4. For official use」欄にも記載します。

品名及び数量は、原産地証明書に記載されているものと同じ品名及び数量を記載します（基通8の2-12）。

発給機関は、原産地証明書の発給機関と一致しなければなりません（令第30条）。

別紙様式第 2

原産地証明書の添付書類		番 号.....	
原産地証明書に記載された物品の生産に使用された 日本からの輸入原料に関する証明書（原産地証明書番号.....）			
発給国.....			
輸 出 物 品		日本から輸入された原料	
品 名	数 量	品 名	数 量
証 明		輸 出 者 の 申 告	
監督の結果、輸出者による申告は正確であることを証明する。		下名の者は、上記の記載内容が正確であることを申告する。	
作成地、作成年月日、署名及び証明機関印		作成地、作成年月日及び署名権限のある者の署名	

備考

- 1 用紙は、一平方メートル当たりの重量が 25 グラム以上である上質紙（大きさが縦 297 ミリメートル、横 210 メートル（日本工業規格 A 列 4 番）のものに限る。）とする。
- 2 用語は、英語又はフランス語を使用することができる。

Certificate of materials imported from Japan

Annex to Certificate of Origin		Ref. No. _____	
<p>CERTIFICATE OF MATERIALS IMPORTED FROM JAPAN WHICH WERE USED MANUFACTURE OF THE GOODS DESCRIBED IN CERTIFICATE OF ORIGIN (Ref. No. _____)</p> <p>Issued in _____ (country)</p>			
Export Goods		Materials imported from Japan	
Description	Quantity	Description	Quantity
<p>Certification</p> <p>It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p>		<p>Declaration by the exporter</p> <p>The undersigned hereby declares that the above detailed are correct.</p>	
<p>_____</p> <p>Place and date, signature and stamp of certifying authority</p>		<p>_____</p> <p>Place and date, signature of authorized signatory</p>	

説 明 [累積加工・製造証明書]

〈提出を要する場合〉

暫定令第26条第3項に規定する東南アジア諸国の累積原産品について特惠関税の適用を受けようとする場合は一般特惠制度原産地証明書（以下「原産地証明書」といいます。）に添付して提出する必要があります。（令第30条、基通8の2-1）。

〈提出先・通数〉

輸入地を管轄する税関長に対し1通（原本）提出します。

〈様 式〉

税関様式 P第8230号

〈記載上の注意事項〉

Ref. No.（例 CW/O11）は、原産地証明書の「4. For official use」欄にも記載します。

「原材料」欄には、暫定令第26条第3項に規定する東南アジア諸国のうちのそれぞれの国において当該累積原産品の生産のために原料又は材料として使用された物品の品名、数量、価額及びその生産国を記載します。

「製品」欄には、上記に記載された原材料から生産された物品の品名、数量及び価額を記載します（基通8の2-13）。

発給機関は、当該累積原産品の原産地証明書の発給機関と一致している必要があります（令第30条）。

別紙様式第3

番 号.....

原産地証明書の添付書類

累積加工・製造証明書（原産地証明書番号.....）

発給国.....

原 材 料				製 品			
生産国	品 名	数量	価額	生産国	品 名	数量	価額
<u>証 明</u> 監督の結果、輸出者による申告は正確であることを証明する。				<u>輸出者の申告</u> 下名の者は、上記の記載内容が正確であることを申告する。			
作成地、作成年月日、署名及び証明機関印				作成地、作成年月日及び署名権限のある者の署名			
<u>備考</u> 1 用紙は、一平方メートル当りの重量が25グラム以上である上質紙（大きさが縦297ミリメートル、横210ミリメートル（日本工業規格A列4番）のものに限る。）とする。 2 用語は、英語又はフランス語を使用することができる。							

Annex to Certificate of Origin Ref. No. _____ CUMULATIVE WORKING/PROCESSING CERTIFICATE (Ref. No. of Certificate of Origin _____) Issued in _____ (country)							
Products (Materials)				Products			
Producing country	Description	Quantity	Value	Producing country	Description	Quantity	Value
Certification It is hereby certificated, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Place and date, signature and stamp of Issuing authority				Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details are correct. Place and date, signature of authorized signatory			

Notes:

1. The paper used for the Certificate should be of good quality weighting not less than 25 grammes per square metre and measure 210×287mm.
2. The Certificate may be made out in English or French.

説 明 [ろうけつ染めした綿織物に関する証明書]

〈提出を要する場合〉

関税率表第5208.51号から第5208.59号まで、第5209.51号から第5209.59号まで、第5210.51号から第5210.59号まで、第5211.51号から第5211.59号まで、第5212.15号及び第5212.25号に掲げる物品のうち、ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）を輸入しようとする場合に提出する必要があります（基通8の2-1（1）へ）。

〈様 式〉

税関様式 P第8240号

一般特恵関税制度（GSP）における
税関以外の原産地証明書発給機関

一般特惠関税制度(GSP)における税関以外の原産地証明書発給機関

- GSPにおいては、税関以外の機関が原産地証明書を発給する場合には、当該機関は、原産地証明書の発給につき権限を有するその他の官公署又は商業会議所その他これに準ずる機関で、税関長が適当と認める機関である必要があります(関税暫定措置法施行令第27条第4項)。
- 以下のリストに掲載されている発給機関はいずれも、我が国に事前通知がなされた税関以外の発給機関であり、税関長が適当と認める機関となります。
- なお、原産地証明書の発給機関名が掲載されている発給機関名と異なる場合や、掲載されていない場合には、輸出者に事実関係(発給機関からの通知漏れでないかどうか等)を確認の上、必要に応じ、原産地調査官にお問い合わせください。

2019年4月1日現在

国又は地域名	発給機関名
アゼルバイジャン	Ministry of Economy, State Service of Antimonopoly Policy and Protection of Consumers Rights
アフガニスタン	Afghanistan Chamber of Commerce and Industries (ACCI)
アルジェリア	Chambre de Commerce et d' Industrie de l' Oranie
アルゼンチン	Secretaria de Comercio Exterior Subsecretaria de Comercio Exterior
アンゴラ	Ministerio do Comercio
イエメン	Chamber of Commerce and Industry
イラン	Chamber of Commerce, Industries, Mines & Agriculture
インド	Ministry of Commerce & Industry, Govt. of India Marine Products Export Development Authority Textiles Committee, Gov. of India
インドネシア	Ministry of Trade
ウクライナ	The Ukrainian Chamber of Commerce and Industry
ウズベキスタン	Ministry for Foreign Economic Relations, Investments and Trade of the Republic of Uzbekistan Joint-stock Company "UZBEKEXPERTIZA"
エクアドル	Agencia Ecuatoriana de Aseguramiento de la Calidad del Agro (AGROCALIDAD) Agencia de Regulacion y Control Hidrocarburifero (ARCH) Ministerio de Acuicultura y Pesca Ministerio de Agricultura, Ganaderia, Acuicultura y Pesca (MAGAP) Ministerio de Comercio Exterior Ministerio de Comercio Exterior E Inversiones Ministerio de Industrias y Productividad
エジプト	General Organization For Exports & Imports Control (Ministry of Industry & Foreign Trade)
エルサルバドル	Banco Central de Reserva de El Salvador, Centro de Trámites de Importaciones y Exportaciones (CIEX El Salvador)
ガーナ	Ghana Chamber of Commerce and Industry
カザフスタン	National Chamber of Entrepreneurs of Kazakhstan
カンボジア	Ministry of Commerce
キューバ	Camara de Comercio de la Republica de Cuba
キリバス	Ministry of Commerce, Industry and Cooperative
キルギス	The Chamber of Commerce and Industry of the Kyrgyz Republic
グアテマラ	Direccion de Administracion del Comercio Exterior, Ministerio de Economia
コスタリカ	Foreign Trade Corporation of Costa Rica
コロンビア	Ministerio de Comercio, Industria y Turismo
ジャマイカ	Trade Board Limited
ジョージア	Chamber of Commerce and Industry of the Autonomous Republic of Adjara
スーダン	Union of Chamber of Commerce
スリランカ	Department of Commerce
セネガル	Agence Senegalaise de Promotion des Exportations (ASEPEX)
セルビア	Chamber of Commerce and Industry of Serbia
タジキスタン	Chamber of Commerce and Industry of the Republic of Tajikistan
中央アフリカ	Office de Réglementation de la Commercialisation et du Contrôle du Conditionnement des Produits Agricoles
トルコ	Chamber of Commerce Chamber of Industry Chamber of Commerce and Industry Turkish Exporters Assembly (TIM) Union of Tradesmen and Craftsmen Chambers
ニカラグア	Centro de Tramites de las Exportaciones (CETREX)
ハイチ	Ministere du Commerce et de l'Industrie

国又は地域名	発給機関名
パキスタン	Trade Development Authority of Pakistan (TDAP)
パナマ	Ministerio de Comercio e Industrias Instituto Panameno de Comercio Exterior
パプアニューギニア	Department of Foreign Affairs and Trade
パラグアイ	Ministerio de Industria y Comercio Paraguayan Chamber of Cereal and Oily Exporters (CAPECO)
バングラデシュ	Export Promotion Bureau Bangladesh Jute Mills Corporation
ブータン	Ministry of Economic Affairs
ベトナム	Vietnam Chamber of Commerce and Industry
ベナン	Ministère de l' Industrie, du Commerce, des Pétites et Moyennes Entreprises
ベラルーシ	Chamber of Commerce and Industry
ペルー	Ministerio de Comercio Exterior y Turismo
ボスニア・ヘルツェゴビナ	The Foreign Trade Chamber of Commerce Bosnia and Herzegovina
ボリビア	Servicio Nacional de Verificación de Exportaciones (SENAVEX)
ホンジュラス	Secretaria de Industria y Comercio
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	Economic Chamber of Macedonia
マダガスカル	Chamber de Commerce et d'Industrie d'Antananarivo
マラウイ	Malawi Confederation of Chambers of Commerce and Industry
南アフリカ共和国	Chamber of Commerce and Industry
ミャンマー	Ministry of Commerce
モーリシャス	Ministry of Industry, Commerce & Consumer Protection
モルドバ	The Chamber of Commerce and Industry of the Republic of Moldova
モンゴル	Mongolian National Chamber of Commerce and Industry
ラオス	Ministry of Industry and Commerce
ルワンダ	Ministere du Commerce, de l' Industrie et du Tourisme
レバノン	Ministere de l' Industrie

不備のある一般特惠（GSP）原産地証明書等の取扱い

< 重要 > 「不備のある(EPA/GSP)原産地証明書等の取扱い」について
(ご利用になる前にお読みください。)

別紙 1

1. 特恵税率を適用できるのは、経済連携協定等の規定に基づく相手国の原産品に限られます。税関が、原産品であることを確認するために、課税価格の総額が 20 万円を超える貨物を輸入申告される際には、原産地証明書、原産品申告書又は原産地申告(以下「原産地証明書等」)の提出又は法令に基づく保存が必要です。

2. 原産地証明書等については、記載事項漏れなどの不備がないことが原則となりますので、輸入申告にあたっては、税関 HP の原産地証明書記載要領又は日豪 EPA「自己申告制度」利用の手引きをご参照ください。

3. 記載事項漏れなどの不備があった場合でも、原産地証明書等の真正性や記載内容の正確性に影響を与えないものについて、税関で軽微な誤りと判断し、原産地証明書等は有効として取り扱います。「不備のある原産地証明書等の取扱い」は、税関における具体的な取扱いを示すものです。

4. 原産地証明書等に記載されている項目は、大きく分けると、(1)原産地証明書等の真正性に係るもの、(2)申告貨物との同一性に係るもの、(3)貨物の原産性に係るものがあります。上記3.の考え方から、

(1)原産地証明書等の真正性に関する項目(印影、発給当局の署名等)の不備については、原産地証明書等の真正性に直結するので軽微な誤りとするはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、原産地証明書は無効として取り扱います。

(2)原産地証明書等の申告貨物との同一性に関する項目(輸出者名、輸入者名、仕入書番号等)の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同一性が確認できる場合や、あるいは、輸入者がその他の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産地証明書等は有効として取り扱います。ただし、複数の事項に不備がある場合は、原産地証明書等の正確性に影響する場合もあることから、原産地調査官等へご相談ください。

(3)原産地証明書等の貨物の原産性に関する項目(特恵基準(累積、僅少の非原産材料を含む)、HS番号等)の不備については、原産地証明書等は原産性を証明する書類であることから軽微な誤りとするはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、その原産地証明書等は原則無効として取り扱います。ただし、輸入者がその他の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、当該不備を軽微な誤りとみなして、その原産地証明書等は有効として取り扱います。

(4)文書による原産地に関する事前教示を取得している場合であって、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できる場合には、上記(2)及び(3)において、輸入者がその他の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合として取り扱います。

(注)記載が任意とされている項目の脱落は、無効の要因とはなりません。

5. 「不備のある原産地証明書等の取扱い」で無効とされる、あるいは含まれていない不備のある原産地証明書等であっても、特段の事情がある場合には、事前に原産地調査官等へご相談ください。

6. 申告前に原産地証明書等の不備が判明し、原産地証明書等の再取得等のために時間を要する場合で貨物の引取りを急ぐ場合は、原産地証明書等の提出猶予の取扱いに基づき、関税法第 73 条の輸入許可前引取制度(BP)をご利用ください。

7. 輸入貨物が原産地基準等を満たさない場合や原産地証明書が偽造であった場合には、特恵税率の適用が認められません。輸入申告前に経済連携協定等に定められた原産地基準と輸入貨物について、輸入者が有する情報と矛盾していないかご確認ください。

8. 通関審査や輸入者に対する事後確認により、輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、税関から輸出者又は生産者に対し、当該貨物が原産品であるか否かについての情報提供要請や現地への訪問による確認を行うことがあります。

不備のある一般特惠(GSP)原産地証明書等の取扱い

不備のある原産地証明書が有効とされた場合においても、次回以降は、脱落等の不備のない原産地証明書を提出するようにしてください。

原産地証明書が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないことやGSP特惠税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合には、通関後であってもGSP特惠税率の適用が認められません。

【GSP原産地証明書】

平成29年1月1日現在

分野	記載項目	不備の内容	留意点		
全項目共通		明らかな印字の誤り	有効		
		英語、フランス語以外による記述	原則無効	固有名詞、日付等明らかな場合は有効。	
原産地証明書の真正性	様式	規定された様式（FormA）ではない原産地証明書	無効	2枚目以降が規定様式ではない場合には、原産地調査官等に相談してください。（2枚目に印影がある場合は有効。）	
		白地のもの、彩紋のないもの又は用紙規格が相違している原産地証明書		特段の事情がある場合は原産地調査官等に相談してください。	
		記載事項が権限を有さない者によって、追記、削除又は書きかえられた原産地証明書			
		原本でない原産地証明書の提出			
		有効期間が経過した原産地証明書		災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合は有効。	
	発給機関の証明	印影の脱落			
		印影が不鮮明		必要に応じて原産地調査官等に相談してください。	
		発給年月日の脱落			
		発給番号の脱落		特段の事情がある場合は原産地調査官等に相談してください。	
	輸出者の申請	輸出者署名の脱落		輸出者が申告していることが明らかな場合は有効。	
		原産国、作成地の脱落			
		申請日の脱落			
	その他	発給国の脱落		有効	原産地証明書の真正性が明らかな場合に限る。
		輸出後10日程度の発給			
申告貨物との同一性	運送手段・経路	仕出港、輸送手段、船名等の相違	有効	取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）に限る。但し、複数の箇所に不備がある場合には、原産地調査官等に相談してください。	
	輸出者・輸入者の名称・住所等	輸出者名・住所のインボイスとの相違又は脱落			
		輸入者名・住所のインボイスとの相違又は脱落、「To order」の記載しかない			
	インボイス番号等	インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落（メーカーズインボイス番号の記載を含む）			
		インボイス日付の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落			
	数量又は総重量	数量の脱落、又は貨物数量との相違			
	包装の個数、種類、記号、番号	インボイス等との相違又は脱落			
品名	インボイスとの相違又は脱落				
貨物の原産性	HS番号（特惠基準がWの場合）	輸入申告における適用税番との相違	原則無効ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は有効。	相違がHSのバージョンの違いに起因する場合等、有効と認められる場合があるので、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。	
		脱落			数品目中1品目の脱落の場合等、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。
	特惠基準	脱落			
		特惠符号の相違			

【自国関与証明書 / 累積加工・製造証明書】

真正性	証明書の添付漏れ	無効	特段の事情がある場合は原産地調査官等に相談してください。
	原産地証明書と異なる発給機関によって発給されたもの		
	発給番号の相違又は脱落	有効	原産地証明書に当該証明番号が記載されている等、つながりが確認できる場合に限る。